

## 九州大学百年史 第9巻 : 資料編 II

九州大学百年史編集委員会

<https://doi.org/10.15017/1524115>

---

出版情報 : 九州大学百年史. 9, 2015-08-31. Kyushu University  
バージョン :  
権利関係 :

第九編 大学紛争





## 第一章 エンタープライズ寄港問題と米軍機墜落事件

### 第一節 エンタープライズ寄港問題

#### 四六七 エンタープライズ寄港阻止を訴える九州大学学友会第二八

##### 期代議員総会等アピール

##### Ⅱ 全国学友へのアピールⅡ

全民主勢力の団結でエンタープライズの「寄港」を阻止しよう！

全国の学友諸君！

来春一月、佐世保にアメリカ第七艦隊所属の原子力空母エンタープライズが入港しようとしている。ベトナム人民を無差別に爆撃し血にまみれた攻撃機を満載した原子力艦隊の入港は、日本全土がアメリカの核攻撃基地化されることを意味している。

アメリカのベトナム侵略が、英雄的なベトナム人民の抵抗の前にますます破綻をきたしている時、佐藤首相は日米会談においてアメリカの侵略戦争にいつそう深く協力加担することを確約した。日本はいまや全土がアメリカの第一線の攻撃、作戦、補給の基地とされ、日米安保体制は核安保体制へ発展させられようとしている。沖縄では米軍基地拡張のためのあらたな土地とりあげがすすめられ、日本

の自衛隊は小笠原をふくむ西太平洋地域をその防衛範囲に組みこみ、沖縄派兵を踏み台として海外派兵への道を進もうとしている。

これら米軍と自衛隊の危険な動きはすべて日米安保条約にもとずく基地提供、防衛力増強、参戦の義務に根拠をおいている。

したがって原子力艦隊の「寄港」阻止、自衛隊の核武装、海外派兵、徴兵制復活の動きを完全に阻止する道は、これに反対する広汎な全民主勢力の統一した力でサンフランシスコ条約「第三条」、安保条約を破棄し、沖縄・小笠原の即時、無条件、全面返還、米軍基地の撤去をかちとることでなければならない。この道は、労働者・農民・勤労市民・青年・婦人など広汎な人民階層と共にわれわれ学生が自治会・全学連の下に団結し、全国の職場・地域・学園における民主的な討論と統一した行動を発展させることによってかちとられるものである。

全国の学友諸君！

こうした中で、一部分裂主義者集団は、「全学連主流派」なる署名で「佐世保を第三の羽田にせよ、九州大学の先進的学友は民青の妨害をけつて全国の学友に佐世保現地斗争への総決起と九州大学への

「総集をよびかけ、自らその先頭に立つための全力の組織化に突入した。」とのビラを全国で配布している。

九州大学における唯一の全学自治組織である九大学友会はこのようなよびかけを出していないし、機動隊との仕組みれた「激突」にすべてをかける「第三の羽田」などという方針とは縁もゆかりもないものである。我々、九大八千の学生は、このような一部分裂主義者の策動を怒りをもって抗議する。

彼らは十一月十二日の「第二の羽田」の前夜東大教養部に乱入し、駒場祭の展示場を破壊し、寮にスクラムを組んで入りこみ、暴行をふるい、あげくの果は駒場から羽田まで無賃乗車でのりこんだ前歴をもっている。

我々九大八千の学生は、九大学友会代議員総会の特別決議をもって、彼ら分裂主義者の策動をこの九大において断じて許さない事を全国の学友に表明する。

全国の学友諸君！

かつてわれわれの先輩は、日本を侵略と戦争の体制の鎖にしばりつける単独講和、安保条約の締結に反対し全国的統一ストライキでたたかった。

われわれは、日本の学生運動の輝しいこの伝統を継承し、日本が核戦争の体制にいつそう深くひきずりこまれようとしているいま、安保条約破棄をめざすすべての民主勢力と共にエンタープライズの

佐世保「寄港」阻止、核攻撃基地化を阻止するために闘わなければならない。

われわれは全国のすべての学友が、すべての学園の、すべてのクラス、サークルで討論を開始し、学園に基礎をおく闘いの体制を確立し、安保破棄実行委員会や地域の民主勢力との共闘の体制を確立することをよびかける。

全国の学友諸君、平和と民主主義、学問の自由と学園の自治を守り、全学連の下に固く団結し日本の学生運動の輝しい伝統を守り共に奮闘しよう！

一九六七年十二月二十三日

九州大学学友会第二八期代議員総会  
九州大学学友会中央執行委員会

四六八 大学の秩序維持を訴える九州大学総長告示

告示

学内一般

最近、研究と教育の場である大学が、学外の多数の学生によつて不法に占拠される事態が生じている。これは、大学の自治に対する由々しき侵害である。

本学は、このような事態の発生を防止し、全学をあげて大学の秩序維持に努力する決意である。

学生諸君は、いやしくも暴力にくみし、みずからの手で大学の自治を破壊するような行動に同調することなく、学生としての責務を自覚し、良識をもつて対処することを期待する。

昭和四三年一月九日

九州大学総長

水野 高明

〔註〕原本横書き。

#### 四六九 エンタープライズ「寄港」抗議大学自治擁護全学総決起集

##### 要請文

##### 要請文

「文部省は反日共系三派全学連の集結拠点とされた九州大学が、不法占拠」反対の立場を取りながら部外の学生に教室や構内を占拠されたことを遺憾とし、大学が自主的に管理能力を維持できない場合で緊急必要ある際は、文相から学長への委任事項である学内施設の管理権を国が直接行使することの是非について十七日検討を始めた」(18日付毎日新聞)

この事実が文部省が「三派」や「革マル」を利用して、はじめから大学自治への攻撃を準備していた事実をバクローするものです。これこそ、エンタープライズ「寄港」阻止斗争の中で九大当局のつた種々の措置の本質を、まざまざと私達にみせつけるものです。

すでに灘尾文相は「羽田事件」に関連して、就任早々から大学当局に学生運動の規制を命令していました(「大学の自主的努力は尊重するが口先だけの努力ではダメで何をどのように具体的に処理したか、事実によつて示してもらいたい。」)(12月1日学長懇談会)

一月十三日には宮地大学学術局長名で、全国の国公立大学の学長あてに「全教官一丸となり管理体制をきびしくしてもらいたい」と灘尾文相の「依命通達」をだしています。

今回、「三派」「革マル」の九大「占拠」をめぐつて九大当局のつた種々の措置―大学の戒厳令の状態―はまさに、こうした文部権力の圧力への屈伏でしかありえません。学生、教職員の「身分証明書提示」、また二度にわたり、理由を明らかにしないまゝに教官、職員に対して官僚的禁足令を出すなどは「三派」「革マル」の「九大占拠」を防ぐためではなくて、文部省と世間に対するゼスチャーであり、学内の自主的、民主的活動を抑圧する結果しかもたらさなかつたことは、今では誰の目にも明らかになっており、多くの教職員、院生、学生の不満をかっけています。

また、十八日の衆院内閣委で宮地大学学術局長は、大学内への警官出動について、「警察側は凶器準備集合罪に該当するような事態であると判断したら、大学の要請なしで出動できる」と発言しています(18日付朝日新聞)

文部権力は、このように官僚統制を強め、これにしたがわない大

学や学生に、予算や奨学金を通じて実力阻止をする、ともに、大学への警察権力の介入を公然とおこなおうとしています。これは、大学の自治に対するまっ向からの挑戦であり、エンタープライズ「寄港」をはじめとする、佐藤反動内閣の軍国主義復活政策の一環です。

私達は、こうした事実の中に「三派」「革マル」の果たす危険な役割を見抜き彼らを糾弾するとともに、事実上の「大学管理法」の具体化である「国家による管理権行使」という文部省の策動を絶対に許すわけにはいかない。すでにエンタープライズ寄港阻止斗争の中で、大学の自治は教職員、院生、学生の団結と広汎な国民に依拠してこそ、本当に守ることのできるのだという教訓をくみとつています。又、大学内の諸階層の大学自治に対する決意も高まつてきています。

私達は、本集会の名において大学当局の態度に強く抗議し、今後は学内の民主勢力に依拠して大学の運営を行っていくよう要請いたします。

一九六八年一月二十日

「エンタープライズ「寄港」抗議大学自治擁護全学

総決起集会」

九州大学学長

水野 高明 殿

#### 四七〇 池田教養部長辞任に反対する九州大学学友会中央執行委員会等ピラ

現在、池田教養部長の辞任問題が、九大の学生教職員の大きな関心を呼んでいます。一部学生の中には池田教養部長留任運動が展開されています。

私たちは、次のような点から池田教養部長の辞任に反対します。

① 水野学長が灘尾文部大臣と話し合いを行ない、今度の事態についてははっきりとけじめをつけろということを発表したあと、この辞表が公表されたために、文部省の圧力によって池田教養部長が辞任させられたのではないかという疑問が残ること。

我々は、大学の自治を守るためには、文部省の圧力で教職員学生が辞めさせられるには断固反対する。

② 池田教養部長は、自分のとった措置は正しいと信ずると言いながら十六日の事態で一定の混乱がおこったので辞任すると言われているが、我々は対策会議が今回とった全閉鎖、証明書提示、教職員の強制動員などの措置は「緊急事態」の名のもとに大学の自治を破壊した行為であり、池田教養部長もこの対策会議の重要なメンバーとして、この責任のがれえないと思うものである。

③ よって池田教養部長の辞任によって対策会議の責任があいまいになり、対策会議のとった措置全体を再検討するのでなく、十六日に門を開いたことが正しかったかどうかという点で、対策会議



あるいは池田教養部長の責任が追求されることは九大の自治が今回の事態で直面した危険から目をそらすものであること。

④ 対策会議がまず今回の事態に対して何らかの意志表示を行ない、文部省に対しても同様の明確な意志表示を行なうことこそ、真に責任ある態度であり、池田教養部長の辞任を受理することは、問題の本質をそらし、対策会議の責任を回避するものであり、我々は断固反対する。

次に、対策会議が次の点を明確にし、見解を発表されることを要望します。

① 今回の事態を招いた根本原因は「九大を拠点に」という方針のもとに学内に暴力的に乱入した三派・革マル派にあること。

② 大学の自治破壊の一半の責任は、「緊急事態」の名のもとに全門閉鎖や証明書提示などを強要した対策会議の誤った措置にあったこと。

③ 官憲の大学侵入は全く不法であり、この点について正式に見解を発表すること。

④ 文部省の大学自治破壊の攻撃が強まっているが、この攻撃に対し断固として反撃し、大学の自治を擁護すること。

昭和四十三年一月二十日

九州大学学友会中央執行委員会

教養部自治会

文学部自治会  
法学部自治会  
経済学部自治会  
理学部自治会  
工学部自治会

#### 四七一 大学の自治を守るために

〈討議資料〉 一九六八年二月

大学の自治を守るために

九州大学法学部自治委員会

一月三十日、協議会がひらかれましたが、池田教養部長辞任問題は結論がでず、まず今回の事態について協議会で総括をし、全学部の教授会で討論を行い正式な総括を出し、池田教養部長問題はその後再び討論することになりました。

ここで私たちが注目せねばならないのは、教養部長辞任問題にのみ目をうばわれ、「大学のとった処置は基本的に正しかった。だから池田教養部長は辞任する必要はない」という意見があることです。

私たちは辞任問題を考える前に、そもそも今回の事態の原因は何であったのか。大学の自治はどうなったのか。その責任はどこにあるのか。文部省のねらいはどこにあるのか。何を追求せねばならないと考えます。この資料には、対策会議の資料をつけていますから、

これと照合しながら、考え、討論して下さい。

一、今回の事態の根本原因は何か。

現在、大学の自治の危機を、池田C部長の辞任問題のみに限定し、ここから事態が発しているかのような議論があります。しかし、法学部自治委員会はこの見解にくみしません。むしろ、大学の自治破壊、また、それにつながる動きは昨年からあったといえます。私たちは、大学自治破壊行為は、今日までたびたび行われてきたことを主張するものです。

では一体それは何か？

端的にいつて、三派（中核・社会学評・革マルなどの一部学生集団が、九大の正式などの機関、民主団体も乱入を認めていない。むしろ、反対の態度を表明しつつけていたにもかかわらず、九大を佐世保での「斗争」の「拠点」にすることを勝手に決定し、実行したこと。及びこれを口実に大学当局、文部省が「緊急事態」なる正体不明の状況を作り出し、大学の自治破壊行為を行ったこと、更に秋山の行動を口実として県警が強制捜査などを行ったことなどに由来するものです。この点を見落すならば、真の責任の所在は明確にならず、辞任反対運動も、あいまいな、むしろ、大学側を喜ばす結果にもなりかねません。それでは具体的な事実を通して、今回の事態を説明してみたいと思います。

①三派（中核・反帝学評・社会学同）・革マルの乱入と大学の自治

そもそも、九大の大学の自治の問題が出てきたのは、三派・革マルなどの一部学生集団が、「エンタープライズ実力阻止斗争」の「拠点」と勝手に決めたことからです。このことがなく、全九大生と全学連の学友が共に立ち上るといふ状態のみならば、大学当局・文部省の攻撃は決して許さない状況にあったと考えられます。三派・革マルに対する評価のちがいはあれ、ここから事態が発していることは多くの人が確認できることです。

〔注〕大学の自治とは何か。憲法第23条「学問の自由はこれを保障する」の条項に従って次のように考えられる。学問の自由とは国民が真理を探究する自由であり、学問的な研究活動の自由であり、これを権力から防衛する制度的慣行である。これを貫徹する主体は、学生・教職員、及び、大学の自治を擁護しようとする、多くの国民である。

しかも、三派・革マルの九大「占拠」は、大学の自治を担うべき主体である、学生教職員の正式代表（学友会・自治会・教職員組合・教授会等）が反対していたものであり、これは、全大学の意志を認定できるものです。大学の自治は当然のことながら、各自治組織が決定した（その過程での討論は前提）意志によって日常的に行使されている。三派・革マルの評価をぬきにしても、このような、大学の自治を担う主体の一致した反対を無視した行動は、まず、大学の自治そのものを否認するものである。この見解に対し、「形式主義た

「イデオロギーのもちこみだ」などという反論がありますが、三派・革マルなら、大学の自治を破壊してもよいが、他のものならいけないという理由はどこにあるのでしょうか？ ナチスが大学の自治を圧殺した過程は、その傘下団体が、大学の中で、学生・教官を脅迫し、実質的に学問の自由をうばい、大学の自治を内部から破壊すること、ナチス政府の強権的介入とでくずれていったのです。

自治会・教職員組合の正式決定が、一方的な理屈で暴力を行使し、てくつがえすことができるとするならば、これはナチスばりの理論ではないでしょうか？ まして、三派・革マルに同調する人が教養部の代議員会に（一月十日）参加し、そこで彼らの「九大を拠点に」という方針が支持されなかったわけで、それに従わないならば、自治会民主主義・大学の自治を守る資格もないということです。

さらに、「様々な考え方があってのが大学だ。それに対し、一方的な押しつけを自治会がやっている」という意見があります。しかし、自治会は当然のことながら、一定の判断を下し、それを討論し、決定するものです。しかし、これに対し、押しつけをやってきたのは三派・革マルの諸君でした。教養部委員長にいわれなき暴力をふるい、青空講演会で学内連絡会議事務局長に暴力をふるったり、学友会の臨時代議員総会（十三日）、学内総決起集会（十六日）に、彼らのリーダーは「革命的に介入せよ」とよびかけたりしています。（実際は我々の団結を前にして何もできませんでした。）こうしたことが、

民主討議に対する暴力的な押しつけ以外の何ものでもないことは明らかです。このように、学生の自治活動を破壊する人が、大学の自治を担うことができるのでしょうか。

次に、彼らの行動論理は、「大学の自治など守るべき民主主義はすでになくなつた。これを擁護すれば、運動が権力側に包みこまれてしまう。しかし、これに対する幻想がある。だから、これを徹底的に利用せねばならない」というものです。学内で、このような議論について民主的に討論すること、このような行動論理で武装した集団が九大内の反対を無視して突撃占拠することは別の問題です。このような行動論理をもつ人々を、たとえ学生だからといって、大学の自治を担う主体である学生・教職員は果たして容認できるでしょうか。更にこの行動論理を検討するならば、たちまち矛盾に逢着します。即ち、大学の自治の存在を否認しておきながら、大学の自治が外部権力から守られたとどう説明するのでしょうか。更に、大学の自治が学問・研究の自由を守るためのものならば、一月三十日中核の代表が「大学の自治を守る」と言明していますがそれならば、13日、教官の制止もきかず暴力的にクラス討議をやり授業を破壊したことをどう考えるのでしょうか。また、学生会館を不法占拠して、サークル・同好会・その他の自治組織の自治活動が妨害されたということはどう説明するのでしょうか。「緊急体制はすべてに優越する」という論理は、大学当局の論理と同一ではありません。

せんか。

最も重要なことは、彼らは公然と「佐世保を第三の羽田に」「実力阻止」等を呼号しており、これは明らかに警察権力の介入を予想するものであり、九大を「斗争」中には「寝ぐら」とし、その後警察権力の介入を予想しながら「衝突」をくり返しており、ある意味では、警察権力の介入を当然視し、それに至るまで大学の自治を最大限利用したとしか考えられません。大学の自治を権力から防衛する機能とみるならば、これは明らかに挑発行動としか言いようがありません。

このように、大学の自治破壊行為は一貫しておこなわれ、それを、今、教養部長辞任反対運動で、これらの責任を陰へいししようとしています。これでは、「こちらが入るのに守った。おどしたら抵抗した。そんなお前が悪いのだ」という強盗の論理ではありませんか。これは大学の自治を守ることには決してならないと考えます。また、「三派」「革マル」が大学の自治破壊をおこなってきたと認定できるし、責任があるというべきではないでしょうか。

②大学当局―対策会議・学長―文部省の「対策」と大学の自治（付属資料も見て下さい）

教養部長の辞任問題が大学の自治破壊の発端ではなく、学校当局は、いわゆる「羽田斗争」以後、「三派」「革マル」の「乱斗」を口実に大学自治破壊の圧力を強めてきた政府・文部省と歩調を合わせて「自

主規制」の名のもとでの内部からの自治破壊を一貫しておこなってきたのです。学友の中には、文部省⇨大学の自治破壊者、大学当局⇨それを守るものといった関係としてとらえ、大学側への同情論があるが、以下、大学当局のとってきた「対策」を具体的に述べていきたい。しかしその際、意識的に大学の自治を破壊しようとした文部官僚と、それに無意識的に追いついた教授を全く同一範ちゅうでとらえ、大学側⇨教授会という理解に陥る危険性に十分注意する必要があります。

根本的には「三派」「革マル」の学内乱入を口実に教授会、評議会の討議を尽さず、情報班のもたらす情報で内容のわからない「緊急事態」の雰囲気をつくりだし、対策会議の実質化を行なってきました。

それは相つぐ学生部長会議、学生課長会議を開き、各大学、同様な方針を出してきたことにあらわれているし、六日、中核派の集会对し、新館地区の職員に待機令が出されていることなどから考えてみても、この対策会議が文部省の意向のもとに各大学が足なみをそろえて、作ったことはあきらかである。そしてこの実質化された対策会議の正式承認を九日の評議会でうけ入の際の決議権を評議会の反対によつて教授会に残した以外はすべての権限を教授会からとりあげた。対策会議は学長を議長に各学部学部長、参与と事務系から事務局長、それに教養部からは特別に学生委員長を加えて構成され実際のには文部官僚の提出する警官公安資料をもとにして、文部官

僚の遠隔操作のもとに運用されてきた。

対策会議は「三派」「革マル」を学内に入れたいという大前提をかかげながら、実際には商業新聞の「学友会が暴力をもつてしても実力阻止する」という意識的な誇大宣伝、デマ宣伝を口実に「学生同士の乱斗による警官介入を一番さげねばならない」と称してエネルギーツシユに「乱斗をおこさせないよう三派革マルが入る前に学内での学生の活動を規制する」対策をうち出し学友会や教職員組合のねばり強い抗議の前では言を左右してその対策を明らかにせず裏では強引に実質化していった。しかも最初はあくまで「三派」「革マル」が学内へ入ることは許さないという方針であつたのが学生同士の乱斗をさけるといふ口実のもとで他大学からいかなる学生や市民であれ九大に入るといふ乱斗の可能性をつくり出すので外部からの九大への出入をすべて禁止するという方向で具体化し全門閉鎖や学生証や証明書の提示を強要し、しかも大学は学問の府であるから説得を基本とし、あくまで学内に入ってくるものに対して実力阻止はしないという方針を決定した。しかし「三派」「革マル」が学校側の説得におとなしく従つて九大に乱入するのをやめるといふことが全然考えられない状況のもとで教授の中にある、たとえ効果はなくても最後まで全力をふりしぼつて大学の自治を守るべきだといふ考えを逆用して実質上、暴力をふるつてまで学内に入るものは黙認するが真に大学の自治を守らうとする全学連の学友や市民から大学を封殺する

結果をもたらした。さらに、教職員の禁足、強制動員を理由の説明をぬきにしておかない、将来いかなる事たいにも人権無視の動員ができる状態にしてしまふことになるのではないのでしょうか。

また、教室使用制限、禁止、法文経におけるピラ規制（三派を口実として「内容のチエツクもありうる」と言明）、理学部、薬学部で学生大会を開催させないなどというように、自治活動を「緊急体制」の名のもとに制限するなど、大学の自治を担う主体である学生の自治活動を圧殺して行こうという動きがありました。（これは大部分私たちの団結で粉碎してきました）そして、「乱斗」の起るといふ口実で、一貫して学生側の自治活動を圧殺し、教官の情熱（学生同士が混乱をおこすと、警官がくる。さらに学生は管理責任がないので、教官がやる）を利用して、実は、大学の自治＝教授会の自治という国大協路線にのせ、大学の自治をこの一角からもくずそうといふ方向ではないでしょうか。

また、県警が、二十一日入るといふ事態で、何ら拒否する態度をみせず、立会つてしまい、県警の強制捜査を容認してしまつたのです。

これは、対策会議がこのような権力の介入に対し、無力だつたことではないでしょうか。

これらの大学当局の攻撃を通して、中心的問題として指摘されるのは、「緊急体制」といふ名のもとに、様々な「対策」を対策会議がとつてきたことです。先に指摘したように、この「緊急事態」なる

もの基準は何かを一貫してあいまいにして、次々に対策を出してきたのです。しかも、権限は、無制限になっており、これ自体大学の自治の「自殺」ではないでしょうか。「大学当局のとってきた態度が基本的に正しかった。そして、大学の自治を守る」という議論は、この事態をどう説明するのでしょうか。

#### ③ 文部省の攻撃と大学の自治

文部省は一貫してこれを機に、九大の自治破壊を狙ってきました。これは、他大学の予算の編成がすすんでいるのに九大のみが遅らされ、政治的な配慮が介入していると考えられます。また、文相が水野学長にたいし「けじめをつけよ」と強要し、また法学部教授団声明に対し、「傾向だ」などと圧力をかけています。これだけでなく、年末、学生部長会議など様々な会議を開かせ、九大の自治はく奪を策動してきました。18日には、宮地大学学術局長は「大学の要請がなくても、警官は入ることができる」などと発言し、さらに同日、うわさではあったが、九大の管理権を文部省がとりあげるといことが聞かれた。これは大学の自治の圧殺を露骨に表明したものです。このような動きは、これからも強まっていくことが予想され、これは大学管理法の実質化を狙うものであり、決して、軽視することはできません。

#### ④ 県警の強制捜査と大学の自治

21日県警は「秋山の凶器準備集合罪被疑」の捜査令状をもって、

80名の制服警官、私服によって学生会館を強制的に捜査しました。しかも学外には、二百名の機動隊を配置していました。この様な体制をとってきた県警は、大学側、学生の抵抗の手うすな日曜日を狙っており、かなり計画的な行動と言えます。しかも80名という数は、これまでにない数であり、これから大学を、警察の泥靴でふみにじることに対する抵抗を徹底的に弾圧する体制であったと言えます。

しかも学生会館の捜査令状に押収対象は漠然としており、果して捜査する必要があったのか、さらに、漠然とした捜査令状によって拡大した証拠物の押収がおこなわれる（現に印刷機、署名簿が押収された。）ことは、今まで警察が度々やってきたことであり、これからも大学の一致した反対を無視して、いつでも、どこでも大学へ入る既製事実を作りだしたと言えます。このような策動には、断固として抗議するものです。また、大学当局がこれまで何度も何度も確認をとりかわしてきた警察捜査の場合の自治会執行委員の立合いを要請しなかった態度は重大な確認事項侵犯として追求されねばなりません。（これまで、執行委員のいない場合でも、警察を止めて執行委員を呼びだして立合う努力することまで確認事項としてとりかわしています）

#### (二) 池田教養部長辞任問題について

池田教養部長辞表提出は、各方面にショックを与えました。法学部自治委員会のこの問題に対するとりくみが弱かったことは卒直に

認めなければなりません。ここで法学部自治委員会の見解を提出して討議してもらいたいと考えます。

①教養部長辞表提出の本質

まず直接的には、政府文部省の圧力Ⅱ「はじめをつけよ」（25日 文相発言）にこの本質があります。これはどのような人でも共通の認識となりつつあります。

しかし、私たちが注目せねばならないことは、これまで「緊急対策」の名のもとに様々な自治破壊行為をおこなってきた学長、対策会議、大学当局の反動性と責任を池田教養部長の辞任でおおいかくすことをねらったものであるということです。この場合、対策会議のメンバーである池田教養部長も当然責任を問われねばなりません。しかし、池田氏個人がやめるかどうかで決して今回の事態の責任はとれるはずはありません。

だから、大学当局、文部省はこの機会に、どちらにしろんでもよいように手をうとうとしていなのです。即ち、教養部長が辞任すれば、文部省への言訳けがたち、学生の処分もやりやすくなる。その上、対策会議、学長の責任は、教養部長で負って、これまでの自治破壊をおおいかくしてしまう。また留任の動きがでも「学校側のとつた処置は正しかった。だから教養部長はやめることはない」という世論をつくり出し、大学当局、文部省の責任は陰べいされてしまう結果になります。各学部教授会でも「大学の方針は正しかった」と

いう方向に向いているところを考えると、非常に重要な問題を含むと考えられます。

②私たちの基本方針

法学部自治委員会は、池田教養部長の辞表提出は、これまでの対策会議の自治破壊行為を陰べいするために、文部省に屈服して出されたものと見なしており、現時点における辞任は断じて認めることはできません。しかし、無批判的に、教養部長の留任を主張するものではありません。

私たちは、これまで、九大の自治を破壊し、また破壊への道を作った文部官僚を中心とした対策会議全体の責任を、全大学人の手で追求めねばならないと考えます。

法学部自治委員会は、「大学の自治は、これまで広範囲にわたって侵害されてきた。それを意識的に推進したのは、事務局長ら文部官僚であり、対策会議がその道具として利用されてきた。今こそ、全九大の学生、教職員の広範な運動によって侵害された自治を回復し、文部省の官僚統制と、断固斗うとともに、対策会議全体の責任も全九大人の討論の中で、追求されねばならない」と考えます。

しかし、未だ、この本質についての認識が弱い段階では、もつと討論をおこし、教官と討論し、学長とも交渉をおこなって、ぜひとも、全九大の学生、教職員の手で、侵害され、またされつつある大学の自治を奪回しようではありませんか。法学部自治委員会は、その先

頭にたつものです。

#### 四七二 総長談話―エンタープライズ号の寄港に関連して

『九州大学時報』第一〇二〇号

一九六八（昭和四三）年二月二四日

##### 総長談話

―エンタープライズ号の寄港に関連して

アメリカ原子力航空母艦エンタープライズ号の佐世保寄港に関連して、九州大学に生じた事態について、本学がいかなる方針と態度をもって対処したかを明らかにしたい。

この事態を前にして、本学がまず行なったことは、一月九日、学内一般に対して総長告示を出したことであった。そのなかで、最近、大学が学外の多数の学生によって不法に占拠される事態が生じていること、このような事態は大学自治の侵害であるから、学生諸君は、いやしくもみずからの手で大学の自治を破壊するような行動に同調することのないよう強く自重を求めた。

さらに、この憂慮すべき事態の発生に備えて、評議会は、次の方針を決定し、臨機の措置を講ずるために対策会議を設けた。

一 一月十五日以降は、本学関係者以外に対しては門をどさし、極力立ち入らないように説得する。不幸にして、かれらに学内を占拠された場合にも、人命に危険が生じないかぎり、警察力の導入

は要請しない。

二 不法に侵入した学外者に対しては、教育の場である大学は、その排除に実力を用いず、あくまで説得によって退去させるように努力する。

三 思想の対立から危ぐされる学内での学生間の衝突に対しては、全教官の協力によってその防止に努める。

四 いかなる場合にも休校せず、講義を平常どおりに行なう。

本学としては、大学が研究と教育の場であり、思想の自由は尊重すべきものであるから、学生がいかなる思想的立場に立とうと、その思想の故に規制を加える意志はまったくなかったが、本学がもつとも憂慮したことは、かりにも本学が暴力的な斗争の拠点となり、大学の秩序が破壊されるようなことがあってはならないということであった。

このような本学の方針と態度の基盤に置かれた理念は、学問の自由・大学の自治の原則であった。

学問の自由・大学の自治の歴史は、苦難の道であり、本学における歴史もまたその例外ではなかった。大学の自治とは、大学がその自主性を堅持して、大学における研究・教育が外部の政治的権力その他のあらゆる力からならぬのせいちゅうをもうけないことである。この大学の自治が学問の自由を守り、学問の自由が人類文化の発展に寄与してきたことは、歴史に照らして明らかである。これこそ大



学が苦難の歴史のなかで築きあげてきた崇高な理念であり、本学が今回の事態にあたって深く思いをいたした点もまさにここにあった。

しかるに、一月十五日以降、本学教養部の一部は、不法に侵入した学生によって占拠され、ついに同二十一日、凶器準備結集罪の容疑をもって、学生会館が押収捜索される事態を招いてしまった。その間、同十六日、本学はみずから正門を開くのやむなきにいたった。

当時三〇〇名に及ぶ学生が隊列を組んで、正門を突破すべく重圧を加え、それに対して数名の本学教官が先頭に立つて門を支えていた。事態は緊迫し、やがては門が押し破られ、教官たちの人命にもかかわる危険があった。しかも学生の背後には警察の機動隊が控え、もし開門しなければ、門内になだれこんだ学生と警官との間に衝突が起ることも予想された。ついに教養部長は、緊急の判断で門を開かせた。これによって教官は負傷を免がれ、流血の惨事は避けられたが、学生は学内に侵入し、学生会館の一部を占拠してしまつた。教職員は本学の定めた方針にしたがい、極力説得によつて退去させようとしたが、功を奏さなかつた。

翌十七日、かれらは佐世保におもむき、警察機動隊と衝突し、その夜、ふたたび本学にもどつてきた。本学は、事態が前日までとは違つたものと判断し、さらに厳しい態度をかれらに表明することとし、塀のうえに有刺鉄線をめぐらすとともに、全学の多数の教職員の協力をえて学内に立ち入らぬように説得すべく待機した。しかる

に、このとき、遺憾にも学生によつて内側から側門の施錠が破壊され、開門されてしまつた。

翌十八日、これらの学生はまた佐世保におもむき、三たび本学にもどつてきたが、教養部の正門に到着したとき、かれらのなかには多くの負傷者がいた。本学は、人道的立場から応急手当をするが、手当のすみしただちに立ち去るよう代表者に約束させて負傷者を入構させた。しかるにかれらは裏切り、負傷していない者は、塀を乗り越えて学内に侵入し、手当終了後も全員学生会館の一部を占拠したため、ついに退去命令を出したところ、ようやく学内から立ち去るに至つた。

しかし、十九日からは構外の学生寮がかれらに利用されはじめ、本学はさらに説得をかさね、かれらを本学のすべての施設から退去させるように努力した。

本学がこのような事態に直面して、安易に警察力にたよつたとしたならば、それは本学がみずからその自主性を失うことになるだけでなく、かえつて学内に収拾しがたい混乱を招くおそれがあった。もとより大学には治外法権の特権はないが、本学が、治安対策的な立場からの批判をもちえりみず、あえて当初の基本的態度をつらぬいたゆえんはここにあつたのである。

その結果、教職員の昼夜をわかつた努力にもかかわらず、本学の一部がこれらの学生に数日にわたり不法に使用されるにいたつたこ

とは、たとえ講義がほぼ正常に近い状態で行なわれたとしても、まことに遺憾であった。

今後もし今回のような不祥事が相ついで起こるとすれば、社会は大学の自治機能に疑問を持ち、それがいつの日にか大学自治に対する制限としてあらわれ、ひいては学問・思想の自由を脅かすにいたるであろう。学生諸君は十分にこの点に思いをいたし、みずからの手で大学の自治を破壊するようなことは、厳に慎しむべきである。

学生諸君は、今回本学を占拠した学生のごとく法を無視し暴力に訴えるべきではなく、学生としての自分を自覚し、良識をもって行動することを望んでやまない。

昭和四十三年二月二十日

九州大学総長 水野高明

#### 四七三 佐世保事件に関する衆議院地方行政委員会質疑

〔第五十八回国会衆議院地方行政委員会議録〕第四号

一九六八（昭和四三）年三月五日

##### ○奥野委員〔中略〕

そこで、さらに警察当局にもう一度確かめたいのであります。

もともと私は、これらの学生問題は、警察の問題であるより以前にかつ、より以上に、学校当局が勇氣を持って処理すべき問題だ、かように考えるわけでありまして、文部省の考えるべき問題である

とも思うのでございます。そのような見地から若干ただしいきたために警察当局に再度伺うわけでありまして、佐世保事件に際して、九大の教養部学生会館が三派系全学連等の現地闘争本部になったと承知しているわけでありまして。あしたに角材を持って警察隊に突入する学生を送り出し、夕べに傷ついた学生を迎え入れて、あしざまに言いますと、人を教育する崇高な場所が、暴力的な武装集団の本拠になっていったというようにも言えるわけでございます。また、地元民が大学当局に抗議文書を送っているわけでありまして、その中にこういうふうに書いてあります。「私共周辺の居住者は、――要するに九大周辺の居住者であります。貴大学の学内秩序維持不能のため、日夜、狂騒怒声と暴力の脅威にさらされた。その後再び十二日夜から翌朝にかけて、無法状態の乱闘がひき起こされ、その間、火事さわぎまで招いた実情を知り、全く慄然とした。これは、依然として暴力学徒の不法占拠を容認するなど、大学側のあいまいな態度が原因である。とくに市民が乱闘事件を通報したにもかかわらず、傍観して被害を大きくしたことは、すべて当局の責任である。」云々、いろんなことを書いておるわけでございます。

そこで、このように地元民からは非常なひんしゆくを買い、不安におとし入れたについては、相当な人数が毎日出たり入ったり、宿泊していたのではないだろうか。かように考えますだけに、その実態をこの際明確にお教えいただきたいと思えます。

○川島(広) 政府委員 たいまお尋ねの九州大学の学生会館並びに田島寮という寮が今回の佐世保事件の文字どおり拠点になりましたことは、御指摘のとおりでございます。一月の十五日からこの闘争が終りました二十二日までの間、九州大学に宿泊いたしました学生の数は、九大の学生会館のほうに延べで千八百二十六名、うち三派系が千七百三十六人でございます。他方、九大の田島寮、学生寮に宿泊しましたのが千八百八十八名でございます。延べで総計三千名という数に相なるわけでございます。その中で、特に佐世保事件と一般的に称されます直近の日にちで申しますと、一月の十六日が学生会館に六百人、十七日が五百七十八人、十八日が三百六十五人、他方、田島寮のほうは、十九日に二百八十八人、二十一日に四百四十一人というがおもな宿泊の数でございます。

○奥野委員 いまお話を聞きまして、意外に人数の多いのに非常な驚きを感じているわけでございます。学校は人を教育する場所でございます。そしてまた、環境が人間を育てていくんだともいわれているわけでございます。そのような学問の府の中に、ヘルメットや角材や石ころが持ち込まれ、こん棒を振り上げて警察官に襲いかかる暴力学生の横行闊歩を数日間も放置しているということ、ちよつと私たちには考えられない事態でございます。学校当局や一般学生の感覚が麻痺してしまっているようにも思えるわけでございます。学校当局の無責任さにははなはだしいものがあるようにも思えるわ

けでございます。十人や二十人の問題じゃなしに、五百人、六百人が出たり入ったりしているということ、全く驚き入った感じを持つてでございます。

そこで、文部当局に伺いたいのでありますが、文部省設置法を見ますと、文部省は、大学に対して、その運営に関し指導と助言を与えることと示されているわけであります。九大当局の学校管理のあり方などのような指導、助言をされたか、これが一つであります。

もう一つは、文部省の指導、助言はいかがであれ、九大の問題は、九大の最高責任者、それは学長でございますが、責任を明らかにされる必要があると私は考えるのでございます。責任を明らかにしていくことが、感受性の強い学生に最も説得力があるのではないかと、かように思うのでございます。一体、学長はどのような責任をお感じになり、それを文部当局に申し出されてきているか、明らかにしていただきたいと考えるのでございます。

さらにもう一つ、いまや学園の雰囲気や環境を根本的に立て直さなければならぬときに至っていると考えるのでございます。もちろん、先生方の中には、暴力革命を支持し扇動しようとする方もございましょう。しかし私は、現在においてはそう多くの数でもないように思うのでございます。少なくとも民主主義を守り抜こうとするより多くの先生方に、勇氣ある行動、勇氣ある態度を望みたいものだと思願しているのでございます。いまこそ勇氣を持って学生の

指導力を回復してもらいたいという念願を強く抱いているものではないかと、それを明らかにしていただきたいと思うのでございます。

○宮地政府委員 昨年の羽田事件に続きまして、今年初頭に、お尋ねの佐世保事件、学生の身分を持ちます者が非常に社会を騒がせるような不祥事件を起こしまして、文教の問題につきまして所掌しております文部省としましてもまことに申しわけなく、非常に責任を感じておる次第でございます。

お尋ねの佐世保事件について、九州大学に対して文部省はいかなる指導、助言を行なったかという点でございますが、一般の佐世保事件につきましては、昨年暮れからこうした計画が事前に私どものほうにも予測されておりました。したがって、昨年の羽田事件に引き続きまして不祥事件が学生の手によって起こるということは、まことに遺憾なことでございますので、文部省といたしましても、これは全国的に佐世保に学生が集まるということでもございまして、各大学の学生部長を集めまして、こういった問題においての一般的な羽田事件の反省と同時に、予想される佐世保問題について、学生部長との打ち合わせ会と申しますか懇談会を開きました。同時に、九州地区の学生部長会議をこしの正月に入りましたいたしました。こうした場所におきましては、やはり大学がき然とした態度を持って、学生がこういった問題で不祥事件を起こすようなことの

ないように、参加することはもちろんよろしくございませんが、あらゆる場面を想定して、大学としてのとるべき措置について話し合いをいたしました。そういうことで、特に九州大学といたしましても、自分の学校が拠点になるであろうということで、九州大学、佐賀大学が拠点になるおそれがあるということで、それぞれ九州大学と佐賀大学におきまして、どのような方法で学生の参加を食い止め、あるいは学園の秩序を乱すことに対して教職員はどのような方法でこれを阻止するかといったような詳細なスケジュールも立てておりました。そういう関係で、文部省といたしましては、佐世保事件が起こりました先ほど御指摘の数日間に直接文部省としてあせよ、こうせよということはいたしませんでしたが、その事件の直前までそういった指導をとってまいりました。また、同時に、文部大臣としての談話を発表し、あるいは私の名前で大学に通過もいたして指導いたしましたわけでございます。しかしながら、当日の状況は、御指摘のような、文部省の指導があまり役に立たない、また大学の準備もあまり役に立たない結果に至りましたのをまことに申しわけなく思っております。

それから、事件後、文部大臣が直接九州大学の学長と佐賀大学の学長に上京してもらいまして事情の聴取を行いました。二番目の御質問で、大学が責任を明らかにするようという御質問でございましたが、そのことと関連いたしますが、九州大学の学長といたし

ましては、先般不法な学生によつてあのような不祥事件が起こり、学園の秩序が乱され、社会を騒がしたことに對しては、まことに申しわけがございませんでした、自分としても非常に遺憾に思つておりますという、事情の報告と同時に、学長の遺憾の意の表明がございました。文部大臣といたしましては、今回の事件に對して、ただ遺憾の意を表されるだけでは社会が納得しないだろう、また大学の責任もそれでは済まされないのであるう、大学としての筋の通つたけじめはつけていただきたい。それに対して文部省として、どうせよ、こうせよという指示はいたしません、学長において筋の通つたけじめはつけていただきたいということを、大臣からも申しました。学長といたしましては、その場合の処置については、社会的にも批判があるし、また、自分としてもいろいろな考えがあるが、やはり大学として一致した考え方で、二度と再びこういうことが起こらないような、そういう措置を含めての今回の事件の処置はいたしたいということでございます。

ただ、それにつきまして、最終的に今日まで、このようなけじめをつけ、筋道を立て、責任をとるといふ報告には接しておりませんが、伝えられておりますように、教養部長、学生部長が責任をとるとか、そういった一、二の当事者の意思表示は出ておるようでございますが、大学としての今回の問題についての責任のある処置といふことについては、まだ学長から報告に接しておりませんし、最終

的なけじめはつけていない状況でございます。

それから、大学の先生が勇氣を持つてこういう問題に当たるようにという、三番目の御指摘、御質問でございますが、私もといたしましては、このように羽田事件に続きまして二度三度と重なつた不祥事件、また近くは、成田空港に学生が出向いて騒いでおるといったような、非常に世の中の耳目をそばだてるような事件を次々に起こしております。これに對しましては、文部省として、あるいは法律命令によつていろいろな措置が考えられますが、何と申しませんが、やはり大学におきましては直接学生を預かる教職員が真剣に事の重要性を認識して、心から自覚をして、適切な学生の指導に当たるといふことがともかく一番最初のやるべきことであり、また最後のことである、これがすべてであるといふふうにさえ考えられますので、そういったことは羽田事件以来文部大臣が国立、公立、私立の学長との懇談会におきましても申しておりますし、教職員が一致して事態を認識し、責任を感じ、また、いろいろないいことを大学としては声明をしておられますので、要は勇氣を持つて、責任を持つてその実を示してもらいたい、その実を示されることを文部大臣としては期待をしておるといふことを言っておりますが、私どもとしても、そういったことで大学の反省、努力を促しておる次第でございます。

○奥野委員 大学の学生諸君はやがて次代をになつていくわけであ

ります。社会の興亡、日本の盛衰が彼ら学生の上にかかっているわけでございます。それだけに私は、非常な危惧の念を持って文部当局にお伺いしているわけでございます。

いま伺いますと、大学全体に対して指導、助言を強めていったというお話を伺いました。しかし、九州大学があのようなていつたてでありながら、九州大学に対して、その後少なくとも遺憾の意も正式には表されていないじゃないかという感じを持つのでありまして、学長と個別にどう話をかわされたか知りませんが、やっぱり非常に問題を起こした学校当局に対しては、文部省設置法に定められている指導と助言の責任を文部当局は果たされるべきではないか、私はかように考えるわけでございます。そのことは決して大学自治に対する干渉ではございません。指導と助言、法律が文部当局に義務づけておるわけでございます。この義務の履行なくして学園の立ち直りを期待することは不可能ではないか、私はかように考えますので、もう一度この点についてお答えを伺っておきたい、かように考えるのでございます。

同時にまた、九大の学長についてもけじめをつけなさいと、こうおっしゃっておられる。佐賀大学がき然として学園を守った姿とはまことに九州大学は対照的であった、かように考えるわけでございます。みずからけじめをつけない場合にはどうされるのか。私は、法律の定めるところによってしかるべき処分をなされるべきだ、か

ように考えるわけでございます。処分をなされることによって初めて真剣に学生指導に取り組んでいる人々を勇気づけることになるのだ。文部当局があやまちをあやまちとしてこれを処分することなしに、多くの大学教授に勇気をふるい起こしてもらいたいと言いましても、それはただ口頭に終わってしまうんじゃないかという心配を私は持つものでございます。文部省当局に対しても、この際勇気を持っていただきたい。しかし、干渉をしないといふ申し上げているわけではございません。一般的に、抽象的に、大学当局にいろいと指導助言をしている限りにおいては、あるいは文部省の責任は比較的軽いかもしれません。しかし、非常なあやまちを犯した大学に対しまして、それを指摘されませんでは、いつまでたつても立ち直りを期待することは非常に困難だ、私はかような心配を持ちますので、この点につきまして重ねて御見解を伺っておきたいと思っております。

○宮地政府委員 直接九州大学に対しての指導という重ねてのお尋ねでございますが、先ほど申しましたように、大臣から直接学長に事情を聴取し、また、学長からも遺憾の意の表明があり、大臣としても、筋を立てて社会に対し、あるいは大学自身も責任をすみやかに態度で示していただきたい、それを期待しておるということをお申しましたが、その後学内では御指摘の学生の処分を含めましていろいろ学内でのこの問題の処置が、まことに遅々としてはおりますが、

あれで終わったのだということではなく、責任は感じて、そのあと始末は学内の諸機関を通じてやっておるようでございます。したがって、私のほうといたしましては、大臣が申しましたことにつきまして、その後九州大学に對しまして、直接学長ではございませんが、事務局長を介して大臣の申しました点を私からも強く伝えておる次第でございます。まだこのような結果に一応大学としてのけじめをつけましたという最終的な報告に接していないのは恐縮でございますが、大学としてはそのような措置をいま考えておるといふことでございます。

それから、なおこれはつけ加えであります。羽田事件以後、あした学生の問題につきまして、起訴をされあるいは検挙されなくとも、参加をして相当な不法なことをやった学生がおります。これにつきましては、私どもといたしましては、ただ処罰をするだけだか能ではない。しかしながら、処罰を含めて大学のとるべき責任というものがあるであろうといふことで、そういう連絡もいたしておりますし、大学としましては、いろいろこの問題につきまして各大学が検討をいたしております。羽田事件以後はまだ、その何校がこのようにいたしましたと申し上げるほどの結果が出ておりませんが、学生を退学させる、あるいは停学させる、あるいは説諭、嚴重注意、まあいろいろの種類がございますが、そういったことをこれまでやった学校はわずか数校でございます。羽田事件以後、多くの大学に

おきましては、それぞれ学内の機関にかけまして、あるいはすでに済みました者につきましても、教授が常時生活指導をしていくとか、あるいは誓約書をとる——以後再びこのような事件には参加しないとか、いろいろな方法で大学の責任を果たすべくいま努力をいたしておることを一応御報告いたしておきます。

ただ、大学というところは、学内組織が非常にあれでいろいろ教授会もございまして、各教授会の中で学生の処置につきましても刑量が非常にアンバランスになっておる。そういった場合には、またたびたび横の連絡をするとかいったようなことで、すみやかに措置がなされておらないのは恐縮でございますが、決して大学としては、羽田事件以後はおかぶりでうやむやにほうむろうといふことではないといふことをつけ加えさせていただきます。

それから、国立大学協会におきましては、国立大学全体の問題として常置委員会でごうした問題についても検討をいたしております。○奥野委員 私がお願している問題は、文部大臣と学長が個別に話し合われる、個人と個人との問題でなしに、社会を背景にして、文部省当局が九州大学についてどういふような見解を持っているか、それを常に明らかにしていく。文部当局の態度が適当でなければ社会的批判も受けるでしょう。しかし、それだけの自信を持って臨んでもらいたいということをお私に申し上げているわけでございます。個別取引をどうしてくださいというようなことはひとつも申し上げ

ていなのであります。社会を背景にして、文部省の見解が常に明らかになるように、全大学に、九州大学については文部当局はどういう考え方を持っているのか、批判をしているのかということ、明らかにする方向で取り組んでもらいたいというお願いを申し上げます。

いまのお話で、処罰するだけが能ではないというお話がございました。いままでどれだけの処罰をされたか。しておられないじやないか。それは臆病だ、こう言えるじやありませんか。責任を感じる者の態度ではないじやないかということが言えるではありませんか。私は非常に顕著な九州大学だけを申し上げているわけでありませぬ。いたずらに処罰権を振り回しなさいということを申し上げておるのじやございませぬ。何も処罰しないということは、これは臆病、無責任に通ずるのじやないかということを指摘したのであります。しかし、いま大学学術局長の話では、学内の処置について、いずれ九州大学当局から文部省に報告があるということのを伺いました。私は、今日の治安問題は大学問題だとまで言えると思うくらいに心配をいたしているものでございますので、そういう報告がありました場合には、ぜひ当委員会にお知らせをいただくようお願いしております。

## 第二節 米軍機の墜落と

### 基地撤去運動の展開

#### 四七四 米軍機墜落に関する衆議院社会労働委員会質疑

〔第五十八回国会衆議院社会労働委員会議録〕第二一九号

一九六八（昭和四三年）六月三日

○八田委員長 これより会議を開きます。

労働関係の基本施策に関する件について調査を進めます。

質疑の申し出がありますので、これを許します。河野正君。

○河野（正）委員 本日は、米軍基地と労働災害との関連について、二、三質問を行なってみたいと思います。

そこで、それに関連をして、昨日の夜十時四十五分ごろ、目下建築中の九州大学工学部の校舎に、米軍第五空軍に所属いたしますジェット戦闘機F4ファントムが墜落をいたしまして、そして炎上するという事故が発生をしたわけであります。従前は百名前後の作業人員がおったそうでありますが、幸いにしてきのうは日曜のことでございますし、人員は一もいなかった。しかし、いずれにしても学園に迷惑を施したジェット戦闘機が墜落をする、このこと自身は、非常に重大な点だと思っております。特に今日まで板付基地周辺におきましては、墜落、不時着、爆弾、補助タンクの落下等の事



故というものが、すでもう三十数件発生をいたしておるところでございませうが、それらによつて、かなり人命に損傷を与えてまいりましたし、物的な損害を与えてまいつたわけでございます。そういうことで、今日まで福岡市民というものは常に戦々恐々とした生活を送つてまいつたとも言えるわけでありませう。特にこの板付の場合は、都市周辺の基地でございませうから、そういう意味では特に市民の不安というものが大きいと思ひます。そういう意味で、きのうの事故は、学園であるということ、また周辺が家屋の非常に稠密な地点であるということ、そういう意味で、きのうの事故というものは、私どもはきわめて重要視をいたしておるわけでございませう。これらについて、ひとつ防衛庁当局の御見解を承りたい。

○山上政府委員 昨夜福岡市におきまして、米軍のF4Cファントム機が墜落いたしました事故は、まことに遺憾しごくでございませう。かねてからいろいろ御心配の向きに非常な影響を与えたことを遺憾に存する次第でございませう。

昨夜の事故につきまして、当防衛施設庁といたしましても、さつそくにこの原因の調査をいたし、今後かような事故の起きないように嚴重に米側にも善処を求めるともしておるのでございませう。

この事故は、幸いにして、不幸中の幸いと申しますか、人命には被害はございませうでしたが、施設その他にばく大な被害を与えたのでございませうから、かような事故が二度と繰り返されないう

にするためにはいろいろな措置も講じなければならぬと存するの  
でございませう。とりあえずの措置といたしまして、これらの損害の  
賠償につきましては、早急に調査の上、米側に善処を求めるとい  
う考へてございませうし、また、かような事故の再発防止、そのための  
原因調査については、直ちに措置いたしたい、かように考へておる  
次第でございませう。とりあえずお答えいたします。

○河野(正)委員 いま長官のお答えを承つておりますと、原因調査  
ということが主として申し述べられたようでございませうけれども、  
この原因をいかに調査しようと、基地が存在する限りはやはり私は  
この種の事故を完全に防止することはなかなかむずかしいといふ  
うに断ぜざるを得ぬと思ひるのでございませう。特に、今日まで航空事  
故が頻発をした。私の承知する範囲におきましても百八件、死者だ  
けで二十数名ということでございますが、最近板付基地周辺で起こ  
つてきた事故だけを若干拾つてまいりましても、この昭和二十六年  
の五月十日に二股瀬というところでジェット戦闘機が墜落をいたし  
まして、六人の死亡者を出しております。それから三十年の六月十  
五日にはこれまた同じ個所におきまして墜落事故が起こり、死者が  
一名出しておるわけでありませう。さらに昭和三十二年の十一月十三日  
におきましては、その近くの吉塚五丁目というところで墜落事故が  
ございまして、これまた一名のとうとい人命をなくしておるわけ  
でございませう。このように事故が頻発しておりますことは——そのつ

ど原因調査ということが言われてまいりましたけれども、原因は幾ら調査しても、このような事故が起こることは否定することはできないわけですから、そういう意味で私はやはり基地の存在というのが、特に板付の場合は、世界に類例がないように、都心部にあるというところに私は非常に大きな問題があると思うのです。

それからもう一つは、——時間がございせんから申し上げますが、もう一つは、パイロットの人命もとういともわかりませんけれども、日本国民、日本の市民の生命というのが、非常にとういにもかかわらず軽視されておる傾向があるのではないかという疑惑というものがあるわけです。それは今日までたびたび事故を見てまいりましてもわかりますように、パイロットはいち早く脱出する、そうして無人飛行機というものがほとんど墜落をして、そのために人的あるいはまた物件に対して非常に大きな損害を与えてきた。この日本国民の生命よりも、市民の生命よりもパイロットの生命のほうが重要視されておる、こういう傾向があるところに私は、この種の事故において反省すべき点があると思うのです。そういう意味において、防衛庁は今日までどういう程度で米軍側に臨んでこられたか。これは非常に重要なことでございすから、人命尊重の立場からきわめて重要なことでございすから、この際率直な御意見を承っておきたいと思ひます。

○山上政府委員 福岡におきましては人口稠密、あるいは住宅その

他施設が相当ございするので、基地の問題につきましてはいろいろ地元の関係者におかれましては非常な不安を感じておられるのでございするが、今回の事故で直ちに基地の撤去ということはこれはまたむずかしい問題ではないかと思ひまするが、これらにつきましては政府の部内でも大きな方針として十分に協議してまいらなければならぬ問題だと思つております。

ところで、従来の米軍の飛行と、かような問題に関連して人命尊重の問題でございするが、申すまでもなく人命尊重ということは第一義的に考えなければならぬことであると、われわれも米側にも常に要求いたしておるのでございす。米側も、そういう点については十分承知しておるはずでございす。たまたま、今回の事故につきましては、詳細なる原因がまだ明確ではございせんから申し上げかねるのでございするが、さようなつもりでおつたのが、やむを得ざる結果としてかような墜落事故になつて、海上に出られなかつたといううな結果になつたのではないかと想像されるのでございするが、これはまだ想像の域を脱しませんので、今後ただいま申し上げました原因調査——私どもはこれはさらに政府部内でも協議いたしまして、合同委員会の下に事故分科委員会というものもございするので、これらの機関において十分検討いたしまして、その際にもかような人命尊重の趣旨については十分に反映するように善処いたしたい、かように考えておる次第でございす。

○河野(正)委員 人命尊重に配慮したいということでございますけれども、これはきょう起こったことではないわけですね。いままで、過去においてそういう事例というものが多々あった。そのパイロットはいち早く機内から脱出して、飛行機だけが日本の基地周辺の人家に落ちて、そうして物的、人的な被害を与えてきた、こういう事例というものがしばしばございますから、特に私はきょうはこの点を強調しておるわけです。しかも今度の事故についても、パイロット二名はほとんど軽傷も負わないで脱出に成功しておる。そういう点から想定しますと、ひがみじやないけれども、やはり日本の市民なり住民の生命というのが従的な存在になっておる、こういう国民感情を強くぶつけざるを得ないというのが率直な私どもの気持ちでございます。

特に今度の場合も、九大があるあの地区一帯は、戦災にあつていない地区ですから、そういう意味では福岡市内におきましても、もつとも人家が密集した地域でございます。しかもこの九大の校舎に墜落をしたということでございますけれども、その墜落をした隣接地には、九大の原子核実験室があつて、この原子核実験室においてはコバルト六〇が置かれておる。もし、この原子核実験室に落ちたならば、一体どういう事態が起こつたのかということを私どもが想定してまいりますというと、全く肝のめいるような感じもいたすわけでございます。そういう意味で、結果論でございますけれども、

どうも最後までベストを尽くしたならば、あるいはこういう事故というものが防止できたのじゃなからうかというような感情というものは、これは市民すべてが持つておると思うのです。

そこで、いま長官のほうから人命を尊重するということのような申し入れをやつたということでございますけれども、実際には私はあまり反省が認められないと思うのです。今後、政府としてはどういう処置をおとりになるつもりであるか、そういう点について、ひとつ確固たる信念を承つておきたいと思ひます。

○山上政府委員 ただいまもお答えいたしましたように、人命尊重をいたさねばならぬことは申すまでもないところでございますので、今後の原因の調査なり、あるいは対策の検討の段階におきまして、この点については率直に、この人命尊重ということが行なわれまざるように、強く善処を求めるつもりでおります。

○河野(正)委員 これは、よほどき然たる態度をとられぬことには、今日までの事例が示しておるように、反省の色はなかなか見られないというのが率直な私ども市民の感情でございます。

そこで、文部省にもお尋ねをしたいと思いますので、今度建設中の校舎は、電子計算機という近代的な内容を持つべき校舎だというふうに承つております。そこで、こういう事故によつて教育というものが阻害をされる、このことを私はまことに残念に思うのでございます。そういう点について文部省としてはどうい

解を持っておられるのか、この際、率直にひとつ御見解を承っておきたいと思えます。

○村山政府委員 九州大学工学部の大型電子計算機センター、これは鉄筋コンクリート六階建て、三千五百七十平米、八月三十一日完成の予定で目下工事中のものでございますが、これに米軍の飛行機が墜落いたしました、工事中の仮ワクが炎上いたしました。

被害は六階と五階にわたっておりまして、六階、五階についてはおそらくやり直しをしなければならぬのじやないかという状況であります。これが善後措置につきましては、まずもって本日十時より、九州大学で評議会を開きまして検討中でございます。いずれ御連絡があると思えますので、それによりまして文部省でも対策を講じたと思えます。

○河野(正)委員 今度の問題は、いままでかねて心配されておったことが現実になってあらわれてきたということだと思っております。

そこで従来から、申し上げますと、板付基地の周辺に九大の学舎があることは好ましくない。そういう意味で積極的に基地の撤去については意見の具申があつておつたところでございます。その際は、一つにはいつその飛行機が墜落するかわからぬというような問題がございます。いま一つは、この飛行機の騒音のために「すうつと飛行機が降下する地点でございますから、あるいはまた飛行機が基地から上昇する地点でございますから、したがって、このジェット機

の騒音のために講義というものが非常に障害される、こういう二つの点からこの板付基地の米軍使用は困る、こういう意見を常に表明をされてきたところでございます。

ところが、その後どうもやや消極的となつておるようでございませうが、期せずして従来心配しておつたことが、今日このような不幸な事件になつてあらわれてきたわけですから、やはりこの際、単にこの建設中の建物の五階、六階が破壊されたというような簡単なことではないと思うのです。法律的には、いま申し上げるように、基地がある以上は、いつ今度は原子核実験室に墜落をして、そうしてコバルト六〇に対して、ものすごい影響を受けるかもはかり知れないというような問題もあるわけですから、具体的に、文部省としてもこの際、この基地問題については徹底的に取り組まれる必要があると思つておるのです。私はやはり学問という問題、あるいはまた人命という問題、そういう問題からこの際、文部省としても積極的にこの基地問題に取り組まれる必要がある、こういうふうにかけるわけですが、その辺の御見解を承りたいと思つておる。

○村山政府委員 文部省の意見ともうしますか、私は建物を建設管理する立場から申し上げますと、学校の施設が各種の公害、たとえば騒音でありますとか、大気汚染でありますとか、それから飛行場の騒音でありますとか、そういうもので妨害されることが望ましくないことは言うまでもないわけでありまして、私どもはその種の

公害につきましては、原因をなるべく除去していただきたい。できれば発生しないようにしていただきたいというのが希望であります。が現実の問題としましては、除去いたしかねる場合もございます。

そういう場合には、被害防止のほうをそれぞれの立場でやっております。軍施設や飛行場につきましては、防衛庁及び運輸省で騒音防止工事をやっておられますし、それ以外のものにつきましては、文部省で予算を計上いたしまして、被害軽減の工作物面からの配慮をいたしております。

一般論といたしましては、原因そのものが望ましいわけでありまして、原因が一挙に除去できないとすれば、防除にとめるのが文部省の従来からの立場でありますし、一そう努力いたしたいと思えます。

○河野(正)委員　そういう抽象的なことでは、ものの解決には役に立たぬと思うのです。というのは、騒音等の公害除去のために努力をすることおっしゃっても、そのことによって飛行機の事故というのが防止できるものではない。やはりこれは基地がなくならぬ限りは、そういう墜落事故という問題が除去できるわけではないわけです。騒音に対する対策だと思っております。騒音のために授業が阻害される。それに対する対策というものは、それは消極的な対策であって、根本的なこの問題の解決というものは、やはり基地を除去する以外にないと思うのです。それに取り組まないで、

そうしてこの問題の解決に当たろうとたつて、それはとうてい困難なことであつて、私はやはり日本政府としては、学問の自由、人命の尊重というものを堅持しようとするならば、やはり抜本的に取り組む必要があると思うのです。いまのような抽象的な答弁では、私どもは満足することができません。もつと、き然たる態度で臨んでもらいたい。今度の場合には夜間のことですから、学生もおらなかつたということでしょうけれども、もし昼間で学生がおつたならば一体どうなるのか、特にプエブロ事件以後、戦闘機の離着陸というのが非常にひんぱんになっておる、こういうように地元では言われておる。やはりそういう問題の根本的な解決に取り組まなければ、先ほど申し上げたような問題を解決するわけにとうていまいらぬわけですから、もつとき然たる態度で取り組んでもらいたい。それに対する御見解をもう一度お伺いしたい。

○村山政府委員　文部省としては、先ほども申し上げましたように、学校周辺においてあらゆる種類の公害が起こることが望ましくないことは申すまでもございません。しかし個々具体的なものにつきましては、いかに処理するかにつきましては、文部省でできることにつきましては限界がございまして、その限界の範囲内で最大の努力を払っておるわけでありまして、

○河野(正)委員　いまのような消極的なことでは納得するわけにはいかぬのであつて、むしろ学園の問題ですから、やはり文部省が

先頭に立って、防衛庁、外務省、そういう政治機関を動かしてこの問題の抜本的解決に当たる、こういう心がまえでなければならぬと思うのです。そうして防衛庁もやった、外務省もやった、しかし、アメリカががんとして聞き入れなかったということなら別問題ですが、やはり多数の学生をかかえた大学でございますから、また尊い研究をやっておる大学でございますから、文部省がそういう学園の自由なり研究の尊重なりということを考えるならば、もつともっと前向きに、積極的な態度をとるべきだと思いが、そういう点では私は非常に残念に思います。

そこで、いま一つお尋ねしておきたいと思えまする点は、きのう墜落事故が起こった、そして関係者が陸続としてこの現場にはせ参じた、そこで問題になりましたのは、従来、かつてないことでございますけれども、アメリカ兵がカービン銃を持って学内に入り込んだ、この点が学生をはじめとして関係者の非常な憤激を買っておるところでございます。警察官を導入しても、学園の自由を奪われた、学園の自主性というものが奪われたということで問題になるのにかかわらず、アメリカ軍の兵隊が、銃を持って学園に入り込んだことについては——これは非常に重大な問題だと思っております。こういうことで平和であるべき学園の自由というものが守れるのか、平和であるべき学園の自由というもの、あるいは自主性というものが尊重され得るのか。私どもはこの事態を知って非常に残念に感じておる

ところでございます。この点について文部省、それから防衛庁の次官も御出席でございますから、御見解を承りたい。

○村山政府委員 火災当時の米軍なりあるいは警察官の事故対処のための行動につきまして、実はまだ詳細に報告がまいっておりますが、御指摘のようなことがあったことはどうも事実のようでございます。それらの対策も含めて、現在九州大学でも協議会で検討中でございます。私どもの感じといたしましては、たいへん緊急の事態であるにせよ、もし管理者に無断で、あるいはその意向に反して入ったということであれば、たいへん遺憾なことだと思います。

○三原政府委員 ただいまの、米軍がカービン銃を持って入ったということとは、私どもも報告を受けておりまして、まことに遺憾だと思っております。特にいま先生の御指摘のように、学園の内でございます。特に平和な日本の体制の中へ、そういう装備のものに入ることとは適当ではなかったのではないかと、私ども考え方を持っておりますわけでございます。そういう点については、なお現地の調査も十分いたしましたし対処したいと考えておるところでございます。

○河野(正)委員 こういったことは、日本の歴史にもない、きわめて不幸な事態だと思っております。ですから、この際、政務次官からも御見解がございましたように、嚴重にアメリカ側に対して抗議をさせていただきたいと思えます。

そこで、時間の制約もございいますから申し上げますが、こういう

ことを考えてまいりますと、やはり板付基地というものは平和利用であつて、米軍の使用というものは認むべきではない、私どもはそういう結論を持たざるを得ないと思つてございます。そういう意味で、今後この板付基地に対して、市民もあるいは関係者も、それぞれ撤去してほしいという声が猛然と起つてくると思つていますが、そういう市民の声に対してどういうふうにごたえようとするのか、政務次官からひとつ御見解を承りたい。

○三原政府委員 昨夜の事件につきましては、防衛庁といたしましてはきわめて重大な事態だと受け取つておるのでございます。昨夜来、種々情報をキャッチいたしましたして、現地に職員を派遣する等の処置をいたしましたことは、すでに長官から申し上げたと思ひますが、そういうことで、この事件自体一つのそういう墜落事故ということだけでなく、先ほど来先生が申されますように、人命の問題あるいは教育の問題とも関係をいたしておりますし、今日まで現地においてはいろいろ問題になっております。板付基地使用の問題とも関連しながらこの問題に取り組んでまいらねばならぬという考え方のもとに立つて、将来のこの対策につきましては、とりあえずは事故発生のあるいろいろな原因あるいはその後の事情等を具体的に調査も進めていくわけでございますが、そうした教育の問題あるいは人命の問題、板付基地使用の問題等と関連しながら将来の対策については今後いろいろ検討を進めてまいらねばならぬというようなことで、ただい

ま検討を進めているというような事情でございます。いまこの席で、将来の板付基地をどうするかというような基本問題について私から御回答申し上げる段階ではございませんので、その点御了承願ひたいと思つてございます。しかし、きわめて重要な問題として取り組んでまいる姿勢はとつている次第でございます。

○河野(正)委員 時間がございませんから、最後に一言見解を承つておきたいと思ひますが、それはこういうようないろいろ不幸な事件が次から次へとたび重なるにつれて起つてくることを考える際に、この板付基地というものがほんとうに望ましい状態であるのかどうか、特に都市の中心地にあるし、また今日までしばしば事故が発生しているというような現象等から見ても、板付飛行場の基地として使用することが望ましいことであるのかないのか、一言でいいですからお聞かせ願ひたい。

○三原政府委員 きわめて重要なお尋ねでございます。いま次官としてここに御回答申し上げる立場も許されませんが、また防衛庁だけで問題が解決するわけではございません。しかし、先ほど申し上げましたように、板付基地問題というのは、一つの多年の大きな問題となっておりますし、政府関係者とも御相談し、なお米軍に対して、将来板付基地をどうするかといったような問題につきましては、先生の御意見もよく承つておりますし、十分御相談を進めてまいるといふことでお許しを願ひたいと思つてございます。

○ 檜崎委員 ちよっと関連して一問だけ質問しておきます。

本日、午後の本会議で緊急質問する予定でございますから、多くはその場に譲りたいと思えますけれども、簡単に二、三、一緒に質問をしますからお答えをいただきたいと思えます。

この墜落したF4ファントムは、御案内のとおり第四次防に装備される予定のFXの有力な機種であります。そのことはさておきまして、まず第一番目に、夜間の飛行訓練は、板付では米軍との話し合いでやらないことになっておったはずであります。最近の板付基地の現状は、いま河野委員がおっしゃったとおりであります。この点は、一体米軍との間でどうなっておったのか、それが第一であります。

第二点は、最近のベトナム情勢あるいはプエブロ以降の韓国情勢に対応して、このF4ファントムは、スクランブル用なのかどうなのかわかりませんが、緊急発進格納庫に絶えず四、五機入っております。それがあるいはスクランブル用に飛んでいってこういう事故になったのか。スクランブル用のF4ファントムであったのかどうか。それが二番目であります。

三番目は、パイロットの脱出地点は一体どこであったのか。

四番目に、四月十日以来、板付基地のリーダーの一部が故障をして作動しておりませんでした。そしてこれが五月一日以降どこからか新しいものを持ってきて作業を始めたといわれておりますが、新

聞の報道するところによると、昨日の事故機は、リーダーが作動して着陸姿勢の高度が低過ぎるという指示をやった直後に起こったということが報道されております。一体この事故を起こしておったリーダーは、完全に現在も作動しておるのかどうか。

この四点についてお伺いします。

○ 山上政府委員 夜間の飛行制限につきましては、かねて地元からのお話もございしますので、三十八年末、施設局長から米側に対して夜間飛行制限を申し入れておったのでございます。これにつきましては、夜間の飛行については、並びにエンジンの調整については、緊急事態が発生したときを除いては運用上必要最小限度にとどめる。そして飛行の危険防止をするということを当方から申し入れて、米側も大体これを了解しておったと私も承知いたしておったのでございますが、今回の事故の発生にかんがみまして、今後事故防止委員会等におきまして、この点についてはさらに明確にこれの処置がなされるようにいたしたいと私も考えておる次第でございます。

その次の、この飛行機が緊急発進であったかどうかということにつきましては、私もこれについては一応訓練と承知いたしておるのでございますが、なお詳細につきましては今後調査をした上で、その段階でまたお答え申し上げたいと存じます。

パイロットの脱出地点につきましては、遺憾ながら、現在までのところ、正確な資料を私も持ち合わせておりませんので、いずれ



調査した上でお答え申し上げたいと存じます。

○鐘江政府委員 先生御質問の、第四番目の件でございますが、着陸誘導装置につきましては、先般来機能が若干不良であるというところで、米側もこれを検討いたしておりましたが、五月の十六日に新品に取りかえまして機能を回復したということ、現地の施設局から報告を受けております。

○楠崎委員 たいま連絡によりますと、午後の緊急質問を自民党は拒否したそうですから、それじゃここで若干追加してやります。

時間がありません。関連ですから、お答えになれぬ分は後ほど文書をもって御回答いただきたい。

現在の板付基地の性格、特にベトナム、韓国情勢とどういう関連があるのか、この問題であります。三十九年以来、板付は予備基地あるいは訓練基地といわれておりますが、実情はそうではなかった。特にベトナム情勢が険悪になった段階、最近のプエブロ事件以降、完全に第一線の基地としてこれが使用されておる、こういう点について一体日本政府はどう考えておるのか。

それから二番目に、この事故を起こしましたF4ファントム、この所の所属は第五空軍といわれております。しかし、迷彩を施しておるから、これは当然ベトナムへ出動しておる実戦機であると思えます。したがって、この事故機は一体どこから板付基地に飛んでまいったのか、また何の目的で来たのか。事故の原因、責任の所在を一

体どう考えておるのか。

それから、九大の上空は、発着コースからははずすということを昭和三十二年以来交渉してそうなっておったはずなのに、どうしてそういうことになったのか。

それから、事故補償はどうするのか。

今後の対策もさつき聞きましたけれども、ここで議論はやめます。

これは本来内閣委員会等でやるべき課題でありましようが、事が緊急であるし、ほかに委員会が開かれておりません。本会議で緊急質問したいと言っても拒否したのです。やむを得ませんからお許しをいただきたいと思えます。

○山上政府委員 板付基地が、最近いろいろベトナム方面と関連があるかという御質問でございますが、板付基地に参っております飛行機につきましては、あるいはベトナム方面で活躍した飛行機もあるかと思えますが、板付に参りました段階では在日米軍の管轄下にございまして、私どもの手元の状況では、まだ、いつどこからという点については、明確な資料を持ち合わせておらないのでございませう。

事故がどうして起きたかという原因並びに責任の所在につきましては、ただいまも申し上げましたように、昨夜来すでに調査を始めてはおりますが、現段階では、まだ明確な事故原因というものとは判明いたしておりません。エンジンの故障であろうということまで

はほぼ推定されておりますが、その内容その他につきましても、今後いろいろ調べてみなければわかりませんし、あるいはその他の原因もあり得ることも考えられますから、今後の調査を早急にやっ  
てはつきりいたさせたい、かように考えております。

なお、私どもの考えでは、この責任の所在は当然米軍にあると思  
います。

政府といたしましても、これらにつきましてもの賠償その他につ  
いては、安保条約に基づきまして——これは新築工事中であると伺っ  
ておりますし、まだ文部省に引き渡していないものでございます  
ので、現地の銭高組と申しますか、この関係者に当然賠償をいたさ  
なければならぬと考えておる次第でございます。これにつきまして  
は、最終的には米側から、安保条約の比率に基づく金額の求償をい  
たすことになっておる次第でございます。

#### 四七五 米軍機墜落に抗議する九州大学総長抗議文

『米軍機墜落に伴う声明等』一九六八（昭和四三）年六月二日

一九六九（昭和四四）年三月

このたびの米軍機の墜落は、平和と真理の府たるわが大学の根  
を脅かす重大事件であり、九州大学はこれに強く抗議するものであ  
る。

わが大学は、過去二十年間、板付基地に駐留する米軍機の言語を

絶する騒音と生命に対する不断の危険にさらされ、昭和二十六年九  
月正式文書をもって、航空針路の変更、基地の移転を陳情したが、  
関係当局は、教育・研究の場としてのわが大学のこの切実な要求に  
十分応えるところがなかった。ことに最近、ベトナム戦争やいわゆ  
るアエプロ号事件以降、再び米軍機が大量に飛来し、改めてわれわ  
れに大きな不安を与えるに至つた。そこに今回の事件が発生したこ  
とは、まことに痛憤にたえないものがある。

ここに、アメリカ軍および日本政府に対し、われわれの強い抗議  
の意思を表明し、アメリカ軍基地を板付から即時撤去することを要  
求する。

昭和四十三年六月三日

九州大学総長 水野高明

第三四八戦闘支援団司令官

空軍大佐 ベン・マトリック 殿

#### 四七六 第五空軍司令部司令官代理アメリカ空軍准将リチャード・

Ｌ・オウルト書簡

3 June 1968

Mr. Takaki Mizuno

President, Kyushu University

Hakozaki, Fukuoka City

Dear Mr. Mizuno:

I offer my sincerest regrets for the unfortunate accident on the Kyushu University campus last night. I was most relieved to learn that none of the students were injured.

An Accident Investigation Board has been appointed to conduct an inquiry into the cause of the accident. You may rest assured that the Air Force will process and adjudicate any claims resulting from the accident promptly.

Again, my deepest sympathy is extended to you and all the members of Kyushu University.

Sincerely,

[ *Richard L. Ault* ]

RICHARD L. AULT, Brig General, USAF

Commander, 6100 Support Wing

四十七 駐日アメリカ大使ウ・アレクシス・ジョンソン書簡

June 4, 1968

Takaaki Mizuno, President

Kyushu University  
Fukuoka City  
Fukuoka Prefecture

Dear President Mizuno:

I wish to express officially the sincere regrets of the United States Government, as well as my own, which were presented yesterday in oral form by Consul Tsukahara to you, and through you to the faculty and students of the University, on the crash of the United States Air Force plane at the computer center under construction on your campus.

I join you in giving thanks that no serious injury resulted.

I wish to assure you that all United States representatives here shall do whatever they can to deal with this matter both expeditiously and in a mutually satisfactory manner.

Unfortunately, this was the kind of accident that could happen to any plane, civilian or military, which uses the airfield at Itazuke. I hope that you will convey this statement of regret to the broad community of students and scholars at the University for the disruption of their activities resulting from this accident.

Sincerely,

[U. Alexis Johnson]

U. Alexis Johnson

四七八 第五空軍司令部司令官代理アメリカ空軍准将リチャード・

Ｌ・オウルト書簡

4 June 1968

President Takaaki Mizuno

Kyushu University

Dear President Mizuno:

I am deeply concerned at the apparent delay in action to remove the wreckage of the RF4 which crashed into Kyushu University Compound the night of June 2nd. News and TV coverage indicated that unauthorized persons have already removed parts of the aircraft from the scene. It is absolutely essential that security be maintained on the wreckage, and that we recover the wreckage intact at the earliest practicable moment in order to insure a complete and comprehensive

investigation and analysis of the cause of the accident to enable us to take any corrective action indicated.

I urgently solicit your cooperation and assistance in expediting removal of the wreckage to Itazuke Air Base. May I request a reply from you at the earliest possible moment.

Sincerely,

[Richard L. Ault]

RICHARD L. AULT, Brig Gen, USAF

Representing Commander, Hq Fifth Air Force

四七九 九州大学総長水野高明書簡

昭和四三年六月七日

第五空軍司令部司令官代理

アメリカ空軍准将

リチャード・Ｌ・オウルト 殿

九州大学総長

水野高明

昭和四三年六月四日付貴翰拝受。

本学は、今回の不祥事件につき、在日アメリカ空軍を代表して来福された貴官に対し厳重に抗議し、板付基地の撤去およびそれまで

の安全保障を要求しましたが、その節は遺憾ながら外交的陳謝以上に満足できる回答を得ることができませんでした。

本学は、貴官の要請により、機体の撤収を許可するに当り、その前に、責任ある者から上記安全保障につき可能な限り具体的に文書をおもつて回答されることを強く望むものであります。

〔註〕 原本横書き。

四八〇 第三四人戦闘支援団司令官空軍大佐ケン・マテリニ  
書簡

8 June 1968

President Takaaki Mizuno

Kyushu University

Dear President Mizuno:

1. I am most appreciative of your prompt reply to Brig Gen Ault's letter of 4 June 1968 concerning the removal of the aircraft wreckage from the University Computer Building. Your letter was transmitted to Headquarters Fifth Air Force in Tokyo last evening. In view of the distance and time involved, I have been authorized to furnish you an immediate reply.

2. We in the Air Force understand and appreciate the anxiety of the faculty and students of the University and the populace over the safety of air operations near or adjacent to populated areas.

3. United States representatives at the Joint Committee Meeting in Tokyo on 6 June stated, "Let me assure you and them that every measure, short of curtailment of necessary operations, will be taken to allay their anxiety. Pending the investigation into the cause of the accident there will be no night time flights at Itazuke Air Base by U.S. aircraft unless such flights are absolutely necessary." This statement was further amplified by Headquarters Fifth Air Force in a 6 June directive. The directive limited non-essential flying training within the Itazuke Air Base area, during the hours of darkness, pending completion of investigation into the RF-4C accident.

4. I should like to point out that loss of engine power, which was the apparent cause of the accident, is not related to the time of day or night. Therefore, the fact that the accident occurred at night is not relevant. Nevertheless, the U.S. Air Force has substantially reduced night flying in a genuine effort to meet your wishes and those of the local government. I must reiterate

that early access to the aircraft wreckage is necessary in order to conduct the necessary tests and laboratory analysis which we hope will lead to determination of the cause of the engine and control loss experienced by the crew.

5. With reference to the points brought out by Professor Inoue during our discussions yesterday afternoon, the presence of U.S. Forces in Japan and specifically at Itazuke Air Base stems from agreements between our two governments in the interest of the mutual defence of Japan. The status of U.S. Forces as well as the removal of USAF aircraft from Itazuke are more properly matters for deliberation between our two governments.

6. The change of flight patterns so that all U.S. military aircraft would maneuver and approach the air base only from a southerly direction would not be compatible with normal flow of air traffic to the airport and would, in fact, create a serious safety hazard to the commercial airliners who are the principle users of Itazuke Air Base. To avoid over-flight of Kyushu University by aircraft departing the base to the north, I have transmitted a Notice to Airmen (NOTAM) directing a thirty-five degree right turn after takeoff for all military aircraft operating under visual flight rules.

7. As General Ault pointed out in his initial letter to you, property damage claims will be promptly and satisfactorily settled. The Chief of the U.S. Forces Claims Service visited Itazuke Air Base on 4 and 5 June, and he informs me that expeditious claims action is being taken.

8. The accident was most unfortunate and regrettable. But I assure you and the faculty and students of the University that sincere and positive efforts have been taken and will continue to be taken to prevent any recurrence.

[*Ben Matlick*]

BEN MATLICK, Col, USAF

Commander

四八一 九州大学総長水野高明書簡

(第七百八回評議会記録) 一九六八(昭和四三)年六月八日

昭和四三年六月八日

第三四八戦闘支援団司令官

空軍大佐 ヒン・マトリック 殿

九州大学総長

水野高明

本日付貴翰拜受。安全保障につき、本学の要請に対し、貴官の努力を多とします。

貴官の回答を仔細に検討しましたが、遺憾ながら、いまだ十分に満足すべきものではなかったことを卒直に申し上げなくてはなりません。本学としても、事故原因の調査のため、早急に機体を引渡す必要のあることは十分理解していますが、本件事故の原因が明らかになるまで、原則として、板付基地におけるRF-4C機の使用を中止を希望することを強く要請します。

[註] 原本横書き。

四八二 板付基地撤去運動に関する米国防務長官宛駐日米国大使館

電報

Department of State TELEGRAM DEF15 Japan-US

ACTION COPY

16

ACTION SS 30

INFO/030 W

R 080545Z JUN 68

FM AMEMBASSY TOKYO

TO SECSTATE WASHDC 0818

SECRET TOKYO 9069

CORRECTED COPY

EXDJS

FOR EAF:SNIEDER AND AMBASSADOR JOHNSON

SUBJ: BUILDUP OF PRESSURES AGAINST BASES

1 .June 2 kyushu University crash, continuing efforts of Yamazaki and company to keep Sasebo incident alive, yesterday's demos, drop of aircraft canopy into playground near Yokota, pressures against Fuji-Mchair and other developments are adding up to a lot of pressure against bases, to point where even our staunchest friends among conservatives are unable to disassociate themselves from anti-base demands. USFJ is wisely and so far effectively doing its best to avoid secondary incidents growing out of confrontations with people demonstrating about primary incidents. Troops at Itazuke are, for example, under very strict instructions prohibiting them from using force even to prevent damage to aircraft in event of penetration. However, there are of course some installations at some bases to which such strict prohibitions would be hard to impossible to apply. We accordingly are living with a number of powder kegs, and I believe ambassador will need to have discretionary authority to

make some fairly substantial concessions if we are to avoid much worse damage.

2. Situation at Irazuke is case in point. University authorities are now refusing to permit removal of wreckage unless certain demands are met, and demands add up to package which would render base tactically useless. USFJ is very wisely refraining from pushing for execution of court order for removal of fuselage, and is having base commander reply to authorities that matter must be settled through established government-to-government machinery at national level. Adm Wilkinson today delivered to Togo letter asking GOJ to take necessary action in accordance with sofa, but orally and privately advised Togo that we of course are not desirous of any action that might precipitate incidents. This action should hold things steady for time being, but it is obviously not solution. Things may possibly, if stretched out a while longer, calm down to point where fuselage can be removed without accepting demands that would destroy utility of base, and without incident. However, It is possible that we will face choice between risk of serious incident and acceptance of demands that would render base unusable for purposes it has served in recent months. My feeling is that we should leave

handling of this one up to GOJ, which is not going to ask us to accept any crippling demands unless absolutely necessary to avoid bloodshed, and which will be working behind scenes to get university authorities to accept some sensible face-saving way of turning over fuselage with minimum of concessions from us. If these minimum necessary concessions still turn out to be crippling, course of wisdom would be to accept them and move toward phasing down base.

3. Re Fuji-Mcnam, USFJ and GOJ have worked out terms of use which in effect assure continued us use on terms that ought to be acceptable to us. This should give us ability to provide Masuda with position re east Fuji that he can live with. This again, however, is not long-run solution, and in my opinion, it would be much wiser to get decision now to enable us to unload whole area, with actions to be spaced out at ambassador's discretion.

4. I realize none of above thoughts are new, but wanted to underscore greatly increasing importance of ambassador's getting authority to deal with base problems flexibly, instead of having to negotiate each problem with cincopec and Washington separately; if we are to obtain any useful initiative in dealing with overall problem of pressures against bases.



GP-3 OSBORN

secret

Declassified

Authority NN096900

[註] アメリカ国立公文書館所蔵。

四八三 第三四八戦闘支援団司令官空軍大佐ス・マリック

書簡

(第七百九回評議会記録)

一九六八(昭和四三)年六月一〇日

10 June 1968

President Takaki Mizuno

Kyushu University

Dear President Mizuno:

Thank you for your letter of 8 June 1968. Your letter was electrically transmitted to my headquarters in Tokyo Saturday evening.

With respect to the request contained in your letter, I explained to Professor Inoue the position of the United States Air Force. We can do no more at this level. My higher headquarters has advised me to request the University to process any further

inquiries into this matter with representatives of the local and central government.

Sincerely,

[Ben Matlick]

BEN MATLICK, Colonel, USAF

Commander

四八四 九大反戦青年委員会抗議文

抗議文

九大構内への米軍機墜落は、私達の日々がいかに深くベトナム戦争にまきこまれているかを、私達の平和がいかに脅かされているかを示した。私達は、これを「九大の安全」のみに止めてはいけない。

ベトナム戦争反対、板付基地撤去の運動へと私達の怒りを向けてゆかねばならない。今尚、九大構内に残る墜落機体は私達の屈辱の記録である。今しも、米軍当局は九大当局の「条件付き引渡し」にも応ぜず、政府間交渉で事を済ませようとしている。私達は米軍当局のこの不誠実な態度に強く抗議すると共に、大学当局に譲歩なき強い斗争を推し進めるよう要請する。

私達は先に、十四日、学長以下九大当局代表団が上京し、中央折衝を行うに際し中央諸機関に対し、(一)板付基地撤去(二)一般的、長期

的に(二)それまでの安全保障措置(具体案なし)の二点を要請する旨、確認したことを聞き及んだ。私達は代表団上京に対し深い疑義を抱くものであり、残骸機体の処理方法も含めて、私達の見解を提示し、抗議するものである。

(一)大学は、板付基地撤去の運動の独自の強い姿勢を確立すべきであり、政府間交渉に事をすりかえようとする動向に抗議すべきである。

(二)米軍機墜落に関連する諸問題は大学当局のみによって、又は大学当局と当該諸機関との単なる交渉によって処理されてはならない。今こそ真に教職員、学生一体となった運動が必要である。大学当局が一方では学生との話し合いを渋り、他方では防衛施設局に秘かに調査を許したことに抗議する。

(三)代表団要請項目(二)は、極めて不明瞭であり、先の安全保障要求にさえ劣るものである。政府でさえ板付基地移転を考えねばならない程に国民の基地撤去の要求が高まった今日、大学がはっきりと基地撤去の姿勢に徹することを要求する。

(四)残骸機体の処理については以下の方法を提示し要求する。

- ①残骸機体の処理に際して、武装米兵は勿論のこと、立合人、調査官と云えども、米軍の介入は一切拒否する。又、防衛施設庁・官憲の介入には反対する。

②計算センター復旧に必要な機体の引きおろし作業は、大学及び

大学の委託する民間業者の手で行う。

③残骸機体は、私達の手で学内に保存する。

六月十二日

九州大学学長殿

九大反戦青年委員会

#### 四八五 墜落機の一方的撤収に反対する九大学友会中央執行委員会

ヒラ

墜落機の一方向的撤収に断固反対する!

九大学友会中央執行委員会

六月二日夜の米軍ジェット機墜落事故以来、連日にわたって、米日政府に対する嚴重な責任追及と抗議行動がくり広げられてきました。

この重大な事故に福岡市内の多くの市民が立ち上り、板付基地撤去の斗いは大きく発展し、大学ぐるみ、地域ぐるみで斗われ、市議会も撤去決議を行いました。

数度の抗議行動を通じて、基地撤去、安保放棄の具体的な道すじがどんなものかが討論され、総括の討議が行われ、署名運動がその中で進んでいます。

この様な中で機体「撤収」の問題が大きくクローズアップされてきました。

この斗いの中で、「撤収」の問題が評議会で討議されるということ

がわかり、学友会は一早く申し入れを行いました。

六月八日評議会は「九大のみでなく全市民の安全が保障されるまで、一方的撤収を認めない」という最終的結論を出しました。我々は、この学校側の毅然たる態度を断固として支持してきました。

米軍当局は、私たちの切実な要求、嚴重な抗議にもかかわらず、米軍機を飛行させ、墜落機と管制塔の間にかわされた会話を録音したテープを公開せよ、事故原因が明確になるまで、F4ファントムを飛行させるな、事故原因の民主的調査を行え、などの最低の要求すらも拒否し、不遜にも、九大との直接交渉はやらぬなどという、一片の誠意すらもない態度をとりました。

こうした状態の中で、私たちが、米軍当局の機体撤収に応じることはできないでしょうか、断じて「否」といわねばなりません。

学友会中央執行委員会は、この不当な機体撤収に対しては九大全学の力を結集し、更には、学外の広範な民主勢力の支援のもとに、断固反対して斗争決意を表明するものです。

又、学長、評議会は以前決定した、九大のみならず全市民の安全が保障されるまで、一方的撤収を認めないとの立場をいささかの動揺もなく堅持し、この問題について、評議会、教授会だけで決めるのではなく、学友会、学生自治会、大学院生協議会、教職員組合と話し合い、学生・教職員とともに九大のとるべき態度を決定していく事を、私たちは要求します。

全学の学友のみなさん！

現在、私たちは基本的に有利な情勢にあります。政府自民党は、全国の抗議の声の高まりの中で「移転」などと言いだし、アメリカ側も大きな動揺をまぬがれていません。私たちは、今まで、米軍機つい落抗議、板付基地撤去、安保条約破棄をにかけて斗争してきました。

政府自民党の「移転」決定は、全国民の大きな怒りにおされた側面がありますが、その主眼は、今高まりつつある「基地撤去」のために、安保破棄を「の声を「移転」の方にねじまげ闘いの高まりをおさえることにあることに注意しなければなりません。

そうした中で、私たちは、今度の事件が板付基地が存在しているためにおこったのであり、どこへ「移転」しようともどこかで同じことがおきることを指摘せざるをえません。私たちは、「移転」ではなく「撤去」を要求しているのであり、それには、安保条約を破棄する以外に道はないことをより明確にしていかねばなりません。

米政府、米軍当局、日本政府の不当な態度を強く糾弾し、このようなかでの、一方的機体撤収に反対して斗争いぬきましょう。

板付基地撤去、安保条約破棄めざし、意気高く前進しましょう。

一九六八年六月十三日

学友会中央執行委員会

## 四八六 板付基地撤去に関する陳情書

(第七百十回評議会記録)

一九六八(昭和四三)年六月一日

## 陳情書

このたび米軍のRF-4Cファントム偵察機が建築中の本学大型計算機センターに激突炎上しましたことは、九州大学のみならず国民一般を震撼させるに至り、改めて市街地にある基地の恐怖をわれわれに認識させました。わたくしは、ここに、本学を代表し、かつまた福岡市民に代つて、このような恐怖をわれわれに与える米軍基地を板付から早急に撤去することを陳情いたします。

米軍機は、その滑走方向および性能の関係上、わずか三キロ余しか離れていない本学の上空をきわめて低くすれすれに飛翔するのが常態となつています。そのため、その激しい騒音と振動とは耐えうる限界を越えるものがあり、研究実験、教育、患者の治療に及ぼす影響は著しく、本学の大学としての機能に大きな障害を与えて来たばかりでなく、このような実情では、静かな学園としての大学の姿は全く失われています。そこで、過去十数年間たえず板付基地の移転を政府に陳情し続けて来ましたが、今日まで実現をみるに至りませんでした。その間、間断なく飛翔するジェット機の真下で生活する者として、つねに墜落による死の危険にさらされて来たのであります。その恐怖が、このたびの事故により、事実となつて国民の

前に現出しました。これは市街地に基地を有するものの悲劇であります。

この不幸な事件を契機に、今こそ本学は板付基地の撤去およびそれまでの安全保障を強く要請せざるを得ないのであり、板付基地が撤去されるまで、米軍の板付基地使用を大巾に制限すべく、これを日米合同委員会において真剣に討議されることを期待します。このことは、また、本学の社会に対する重大な責務でもあると確信いたします。われわれのこの切実な訴えにつき、何卒貴大臣の格段の御尽力を賜わりますようお願い申し上げます。

昭和四十三年六月十四日

九州大学長

水野高明

殿

## 四八七 板付基地撤去に関する請願書

## 請願書

本年六月二日午後十時四十五分米軍のRF-4Cファントム偵察機が建築中の本学大型計算機センターに激突炎上しましたことは、改めて市街地にある基地の恐怖をわれわれに認識させました。わたくしは、ここに、本請願の趣旨に賛成する本学教職員および学生の署名簿をそえて、米軍基地を板付から早急に撤去することを憲法十

六条により貴院にお願いいたします。

米軍機は、その滑走方向および性能の関係上、わずか三キロ余しか離れていない本学の上空をきわめて低くすれすれに飛翔するのが常態となっています。そのため、その激しい騒音と振動とは耐えうる限界を越えるものがあり、研究実験、教育、患者の治療に及ぼす影響は著しく、本学の大学としての機能に大きな障害を与えて来ました。このような実情では、静かな学園としての大学の姿は全く失われています。そこで、過去十数年間いくたびも板付基地の移転を政府に陳情して来ましたが、今日まで実現をみるに至りませんでした。その間、間断なく飛翔するジェット機の真下で生活する者として、つねに墜落による死の危険にさらされて来たのでありますが、その恐怖が、このたびの事故により、事実となって国民の前に現出しました。これは市街地に基地を有するものの悲劇であります。

この不幸な事件を契機に、つねに生命の危険にさらされている者の安全のために、板付基地の撤去を強く要請すべく、本年六月十四日内閣総理大臣をはじめ関係各大臣および駐日アメリカ大使にその旨を陳情いたしました。わたくしは、ここに改めて、この切実な訴えにつき、何卒貴院の格段の御尽力を賜わり、本請願を貴院の会議に付し国会法第八十一条により内閣に送付されたくお願い申し上げます。

昭和四十三年六月二十日

殿

九州大学長  
外 ○ 水野高明  
○ 高名

### 第三節 機体自主引き降ろしの決定

#### 四八八 米軍機の学内墜落事故に関する九州大学総長声明

『九大学報』第一〇二四号 一九六八（昭和四三）年七月

昭和四十三年六月二日午後十時四十五分建築中の本学大型計算機センターに米軍機が激突炎上した事件に際し、本学は同月十四日および二十五、六日の二回にわたり、直接日米両国政府の關係者に対し、我々の生命に対する恐怖を除くため板付基地の撤去およびそれまでの間具体的な安全措置を全学をあげて強く要請して来た。これに対し、日米両国政府は、代替地のあり次第板付基地を移転するという実現困難な方針を示し、とくに本学が要求した生命に対する具体的な安全措置という問題については、板付基地の慎重な使用に最善を尽くすという内容に乏しい回答を与えたとすぎない。日米両国政府の示したこの態度は、本学のまことに遺憾とするところである。このような回答にとどまつたことは、日米両国間に安全保障条約が締結されているという現状によるものではあるが、しかし、本学は、この現実の中にあつても、日米両国政府に市民一人ひとりの生命を尊重する態度を失つてはならないことを強調しつづけて来たものである。この主張は、国民の基地問題に対する大きな関心を喚起するに至つた。日本政府においては、この点に考慮を致し、基地問題の解決のため将来とも米国政府に真剣な討議を求めめる積極的な態

度をとるべきである。

日米両国政府がこのような回答しか与え得なかつた現状では、本学としては、米軍の機体回収に協力する意思をもち得ない。しかし、米軍機によつて破壊された大型計算機センターは、西日本各大学の共同利用に供されるものであつて、重要な研究に支障を来たさないようにするため、その建築を急ぐ必要がある。かつ、機体を現状のまま放置しておいては、人命にかかわる危険も出て来たので、本学の自主的判断により、ひとまず機体を地上に取り降ろすこととする。もちろん機体の所有権は米軍にある。それ故、生命に対する具体的な安全措置を要求するに当たつて、本学は、この機体を担保にするつもりはない。それにもかかわらずこのような事態に立ち至つた事由は、生命に対する恐怖がいささかも解消されていない現状にある。

本学は、その目的とする板付基地の撤去を実現するには多大の困難のあることを十分に予想している。それ故、板付基地撤去および生命に対する安全措置の要請を一そう強力に推進する決意である。

昭和四十三年七月九日

九州大学総長 水野高明

#### 四八九 七月九日学長声明とその決定にいたる経過について（報告）

『七月九日学長声明とその決定にいたる経過について』（報告）

九四大者共闘

九 大学友会 九 大生協労働組合  
九 大教職員組合 九 大大学院生協議会

(一) 7月9日の評議会は、「評議会阻止」をさげぶ教養部自治会、

文学部自治会の一部三派系学生の「大衆団交」と称する評議会への押し入りによって約7時間にわたって中断したのち、墜落米軍機機体の処理問題に関して「日米両国政府がこのような回答しか与え得なかつた現状では、本学としては、米軍の機体回収に協力する意思をもち得ない。しかし、米軍機によって破壊された大型計算機センターは、西日本各大学の共同利用に供されるものであって、重要な研究に支障を来たさないようにするため、その建築を急ぐ必要がある。かつ機体を現状のまま放置しておいては、人命にかかわる危険も出て来たので、本学の自主的判断により、ひとまず機体を地上に降ろすこととする。」(声明の一部)といった主旨の態度を正式決定し、その後四者共闘代表三人と評議会全員とがその場で会見しました。

ここで水野学長は評議会を代表して評議会決定について次のように言明しました。「三派系学生の主張はすべてきいたが、その要求をうけ入れることはできなかった。しかし、次の二点については意見が一致した。(1)基地撤去、安全性の確保についてはひききつぎ闘い

をすすめる。(2)機体撤収については現在の段階では反対である。だが、『機体をひきおろすな』という意見は、大学としてうけ入れることができない。したがって彼等の要求を拒否し、今朝の四者共闘との意見の統一にもとづいて、方針を評議会で正式に決定した。声明文は表現上の必要から四点のすべてに及んでいないが、内容は確認事項四点を含んでいる。以上、評議会が正式に決定した。」

四者共闘代表は、確認事項四点が、評議員全員の支持を得ているかどうかについて念を押し、その旨の回答を得ました。

なお、7月3日の四者共闘と常任対策委員との交渉で確認され、その後全学のクラス、研究室、職場における対教授会交渉の中で再三確認され、7月9日朝の四者共闘と常任対策委員との交渉の中で最終的に確認された四点は次のとおりです。

(1) 機体ひきおろしは後退ではなく、研究者の要求を統一するため妨害物をとりのぞくものであり、機体の場所をうつして闘いを継続するものである。

(2) 当然一方面的な機体撤収には協力できず、強制撤収には四者共闘とともに闘う。

(3) 闘う立場であるから、機体撤収をセンター再建の条件としてもちだしてくる切りくずしには絶対屈しない。(この点については、7月9日の交渉でより具体化され、「機体ひきおろしの実施は、一方的撤収には協力できないという点を堅持しつつ行なわれる交渉によつ

てセンター再建の一定の見とおしができたのちに初めて行なわれる。」と確認されている。

(4) これらの立場から、四者共闘との全学的同意を前提にしてあらゆる事態に対処する。

(二) 四者共闘に結集した教職員、学生、大学院生は、7月2日の評議会で討議され、大方の意向であるとして新聞報道された「機体ひきおろしをまず行ない、撤回問題についてはその態度を明確にしない」という主旨の方針に大きな不満と危惧をおぼえ、ただちに評議会が闘う立場を堅持するよう運動を開始しました。

翌日7月3日、四者共闘は約三〇名で水野学長および常任対策委員と交渉をもち、現状では、機体撤回に応じないという従来までの評議会の態度をすくなくとも堅持し、闘う立場でこの問題の解決にあたるよう要請した。「評議会に対する申し入れと質問」を手渡し、追求する中で上記の四点の確認事項を得ました。さらに四者は、「5日の評議会で正式決定をするとのことであるが、このような重要な問題は、全学討議を徹底的に行なう必要がある。9日に延期して欲しい」という申し入れを行ない、常任対策委員としての一応の了解を得ました。

その後、ほとんど全学にわたって、学生、教職員、大学院生と各学部教授会、あるいは評議員の先生方とのあいだに非常に熱心なねばりつよい討論がもたれ、確認事項四点がその細部にわたって再確

認されてゆきました。

討論のなかで次のようなことが明確になってゆきました。

(1) 安全性の確保、板付基地撤去（四者共闘では安保条約放棄）をめざした闘いがねばりつよく闘われる必要がある、全学的にその意志は確固としてある。

(2) 米軍機機体の一方的撤回反対の闘いは、機体撤回を阻止しうるかどうかが闘いの帰すうを決するといったまでに絶対化することは誤まりであるが、最低限の保障（四者と評議会とは異なる）さえやろうとしない米日政府の全く不誠実な態度に抗議し学内外に広く訴え、彼等を孤立させる意味で、この闘いは重要な意味をもっている。闘いの今後の発展のための重要な一環をなす。

(3) 我々は、機体を担保として、交換条件として安全性の保障、基地撤去が勝ちとれるとは考えない。機体の物体としての価値が担保として作用すると考えるのは幻想である。あくまで勝利の条件は、一方的撤回反対の闘いを通じて、我々の要求の正当性、米日政府の不当性が広く学内にアピールされ、闘いの団結が強まり広まることにある。

(4) 研究者の要求として電算機センターの早期開設は当然である。しかもこの要求は、一方的撤回反対の要求を無視して主張されているのではない。

(5) したがって解決策は、現状では撤回に反対するという抗議の意



志を堅持しつつ、補償問題その他を解決し、センター再建の道を打開する以外にありえない。それは、機体を自主的にひきおろし、しかも一方的撤回はさせないという方向を、評議会、四者共闘でそれぞれ独自の立場はありながらも、一致した努力で追求することである。

(6) その場合、上記四点の確認事項を堅持することが具体的保証となる。

さらに、強制撤回の事態が起った場合には先生方も現場で抗議を行なうなどのことも、各所で話しあわれ確認されました。

(三) このような全学的な討論のなかで、積極的な姿勢を堅持しつつ「解決策をみいだしてゆく点で意志が統一されてゆき、9日の評議会に結実されようとしたとき、教養部自治会文学部自治会の一部学生は、革マル、中核の旗とともに、西南大学の旗もまじえ、ヘルメツト、覆面の乱闘スタイルでおしかけ、機体ひきおろしはひきわたしに等しいと強弁し、機体ひきおろし阻止、そのために評議会の開催そのものを阻止すると叫んで、「大衆団交」と称して評議会に押し入りその中で、広島大学から来ている吉村という男が中心的にふるまうという事態が起りました。

評議会のみ自治ではなく、全学的なねばり強い討論によって大学の方向を決定してゆくという点で、一定の前進をかちとり、限界はありながらも評議会が積極的な姿勢で事態の解決をはかろうとし

ているとき、このことが、一部の学生によって暴力的にねじまげられ否定されようとしている事態に対し、四者共闘は緊急全学集会を提起しました。

30分余りのみじかい準備にもかかわらず三〇〇名の教職員、学生、大学院生が結集し、熱心な討論を行いました。討論の中で、一大学院生として発言するといつて発言をゆるされた反戦青年委の一人がその立場から四者共闘に対する事実にもとづかない批難を長々とつづけ、それに対して四者共闘の代表が批判すると、さらに発言を要求し、集会を別の方向にもつてゆこうとする策動がありました。集会はその本来の方向で討論しつづけ、「全学的討論の中でしだいに積極性を高め、四つの確認点に示された闘う姿勢に立ちつつある評議会を、一部学生の妨害に動揺しないで最後まで闘う姿勢に立たせるために断固として闘う」「全学的な討論のもとにねばりつよく日数をかけてにつめられて来た方針を暴力的にねじまげようとする一部学生の分裂的行動はだんじてゆるせない」との意志を確認しました。

午後7時半、学内デモ、シユプレヒコールで集会は終了したが、一部学生の「大衆団交」はなおもつづき、予断をゆるさない事態にあることから、どのような事態にも対処できる連絡体制をとると同時に、一〇〇名の教職員、学生、院生がなおも結束をたもち、それぞれの場所へ集結して事態を見守りました。

午後9時、なんらの目的も達成できず彼等はひきあげ、評議会が

継続されました。我々はなおも結束をとかず、評議会が断固とした立場をつらぬくよう要請し結果を確認するために待機しました。

(四) 待機をつづけた一〇〇名の教職員、学生、大学院生は四者共闘の代表の報告をうけ、四つの確認事項を含め、一方的撤収の内容、反対の姿勢その他に四者との間に一定のへだたりがあることを認めつつ、評議会の積極的姿勢を評価し、決定を支持し闘うことを確認しました。

又、評議会の動搖を抑え積極的な姿勢を堅持させてゆくには、四者としての独自の闘争の強化が必要であることに意見の一致をみ、当面次のような方針が話し合われました。

- (1) 基地撤去・安保終了通告署名を中心として諸行動をつみあげ、基地撤去・安保放棄の闘争をすすめてゆく。(イ) 上京請願団の派遣。請願団は第一に請願手続きを行ない、第二に、米大使館、首相、防衛施設庁に対する抗議を行ない、第三に各政党、各団体に共闘の訴えを行なう。(ロ) 帰郷活動とそのため準備。(ハ) 地域的な共闘活動の強化。民主勢力との共闘の追求。(ニ) 京大との共同声明を基礎に全国的な闘いを組織する。
- (2) この闘争に正当に位置づけたかたちで、機体の一方的な撤収をゆるさない強力な抗議行動を展開する。(イ) 緊急な連絡結集体制の準備。(ロ) 全市全県の民主勢力への協力の申し入れ。

#### 四九〇 米軍機の学内墜落事故に関する九州大学総長談話

総長談話

昭四三・七・三一・一八時

本年七月九日、本学は、米軍用機の残骸を本学の自主的判断により引き降すことを決定した。

その後、ただちに福岡防衛施設局および業者との間に折衝をつづけてきたが、ようやく、損害調査が完了すれば大型計算機センターの工事を再開できる見通しがたち、また業者も引降し作業を実施することに同意するにいたった。

そこで本学は、来る八月二日より引降し作業を実施することとする。みぎの引降し作業中、本学は警察官を導入するときことの無いことはいうまでもなく、また警察官の介入を招くような事態の発生は、わたくし自ら先頭に立つてこれを防止する決意であるが、全学の教官の一層の協力を求めてやまない。

なお、引降し後の機体は、本学がこれを厳重に保管し、すでに声明したごとく、現状においては、その引渡しに協力する意思をまったく持ち得ないことをここに確認しておく。

以上

四九一 損害賠償問題に関する参議院文教委員会質疑

〔第五十九回国会参議院文教委員会会議録〕第二号

一九六八（昭和四三）年八月八日

○小野明君〔中略〕

次にお尋ねしたいと思いますが、結局、九大にいま飛行機がひっかかっている、この損害賠償というのはどういう形になるわけですか。

○説明員（山上信重君） 九大の構内の目下銭高組その他が建造中の校舎に飛行機が落ちたわけでございまして、損害を受けておるわけ

でございますが、現在のこの校舎は九大に引き渡す前ということで銭高組が損害を受けたという結果になりますので、これに対しまして銭高組から要請があれば、これを調査の上、その損害につきましては日本政府がこれを支払い、そしてまたその四分の三は米側から償還を受けるというのがたてまえになっております。

○小野明君 そういうことはわかっておる。いまひっかかっているなかおろさない、おろせないという状態にある、これを言っておるわけです。これを聞いておるわけです。午前中、文部大臣は、これは何ら違法、合法というワク内の問題として論ずべき問題ではないと言われた。別に違法という根拠はないんだと、こういうふうに私は理解しておるんですが、はっきり文部大臣が違法だと言わぬから、そこでこういった休業補償といえますか、賠償問題ですね、こ

ういった関係はどのように考えておられるかということをお尋ねしておるわけです。ですから、これは長官と文部大臣と両方にお尋ねいたします。

○説明員（山上信重君） ちょっと、私、先の質問におりませんでしたので、答弁があるいは見当が違ったかもしれません、休業の補償の問題につきましては、この事故機が落ちたことよってこれが損害を受ける額の中で、当然これを再建するまでに休業せいやいかぬ、普通再建までに休業を要する費用等につきましては、損害賠償の中で考えなきゃならぬかと思っております。しかしながら今日米軍機の引き渡しということが九大側の事情によっておかれておりますために、休業がそれ以上に長引くという問題につきましては必ずしも、この処理の中で考えることは困難ではないかというふうに考えておる次第です。

○国務大臣（灘尾弘吉君） 先ほどのお尋ねにつきまして、違法とか違法でないというふうなことににつきましては、私ははっきりものを申し上げなかつたのです。そんなことはともかくとして、とにかく早くおろさなければものごとは動いてこない、こういう意味で引きおろしを私どもは希望しておるし、九大側も引きおろしを極力しようとしておるわけです、そのためにすみやかにその問題を解決するというのを申し上げたわけです。休業補償等の問題になってきますと、どこからどこまでをどこでどうするかというふうな問

題が残る。これは十分に事態を検討した上で考えればいい問題でありまして、業者にその損害をかけるわけにはまいらぬと思っております。

○小野明君 最後に、施設庁長官、どうもあなたの言われることはおかしいと思う。九大がいまかつて落ちてきた残骸をどう処理しようかと、これは大学の自治の範囲内で考えられることである。あなたのほうは、当然それに伴って出てくる賠償をあなたのほうの責任で処理されるべきで、それを九大に難くせつけて、文部省にクレームをつけていくかのような御方針かのように聞かれるわけですが、この点はいかがですか。

○説明員（山上信重君） いまの問題につきましては、地位協定に基づく損害賠償の範囲といたしましては、私が先ほど申し上げたように、この事故が起き、そうしてこれが復旧されるまでに、当然通常考えられるような期間の休業補償、これにつきましては、賠償の補償の対象とすることが当然考えられますけれども、いまの引き渡しの問題は、通常考えられる以上に九大のいろいろな事情もあって引き渡しがおくれているというようにございまして、これらにつきましてはただいま申し上げたとおり、直ちにこういうことで考えられるかどうかは疑問があるということをおし上げたわけでありませう。

○小野明君 最後に、この九大側の事情によって引き渡しがおくれ

ておる、これに疑問があるということですが、だから、その間のものは私わなにかなんとかということになるのではないかと思われるのですが、九大がいまとっておる方針というのは、これが何か間違っているというような、法的に問題があるというような言い方をなさるわけですが、あなたのそういった言われ方、説明のしかたというのは、一体どこに根拠があるわけですか、それを伺っておきます。地位協定、覚え書きその他すべてに照らして、どこに根拠があるのか。

○説明員（山上信重君） 九大が行なっておることがいいとか悪いとかということをおし上げておるのではございませんので、補償の範囲というものはそういう範囲でないと米側からの求償も困難ではないか、その点について疑問があるということをおし上げたわけでありませう。

○小野明君 再度、そういう範囲とは何ですか。

○説明員（山上信重君） 先ほどから何べんも申し上げましたとおり、事故が航空機の墜落によって起きたわけをございまして、これが原因となつて、そうしてそれが復旧するまでの期間、通常考えられる範囲、通常起き得る範囲と、こういうふうにごまかしをさるる。

○小野明君 どうも通常ということばであなたはごまかしをされるのだがね。九大がいまやっておることは何らおかしいことじゃないというふうには私は考えているわけですよ。そうすれば、いまとられ

ておる九大の方針というのはあなたの方針の中に私は当然入るべきだと思つたのです。入らぬというなら、その根拠を伺いたい、こう言つておるわけなんです。

○説明員（山上信重君） 引き渡しを要請をいたしておる米側に対して直ちに引き渡しが行なわれた場合、その後には相当の期間再建をするまで手間がかかる、準備に必要であるといったような期間、こういったものが通常考えられる期間であらうかと、こういうふうにご考へております。

#### 四九二 板付基地撤去運動推進に関する九州大学総長談話

##### 総長談話

大学は、学問研究の府である。それ故、あらゆる妨害を排除して米軍機の残がいなくなるべく早急に引き降ろし、大型計算機センターの工事を再開し、研究態勢を整えなくてはならない。もちろん、現状においては、引き降ろした機体の回収に協力する意思は全くなく、一方的な強制撤収に対しては、全学をあげて抗議の意思と姿勢を示す決意である。この機体の引き降ろしは、本学が本来の目的とする板付基地撤去の運動を強力に推進する道を開くことになるものと確信する。ただその運動は、短い期間に効を奏するという簡単なものではなく、長年月を要するものと思われ、学内の長期にわたる忍耐強い努力が必要となる。

幸いにも、本学は多方面にわたる専門家をもつているので、いわゆる基地公害の問題をあらゆる角度から総合的に研究し、その成果を貴重な資料として国民の前に明らかにする計画である。それこそが板付基地撤去の要請に科学性を与えることになる。

右の研究には長い期間が必要だが、その間においても、市民との間に、日米安全保障条約の下における防衛と基地の問題につきくつかえし討議を重ねて、相互に理解を深めていき、その中から板付基地撤去に関する市民運動を盛り上げ、これを県民運動や国民運動にまで力強く展開していく所存である。のみならず、本学は、国内外の大学に、基地に近接した大学として、基地公害の問題およびそれがついに生命にたいする恐怖にまで及ぶに至つたことを強く訴えつづけて、その支援と協力を得なくてはならない。

本学としては、教職員・学生一体となつて、板付基地撤去の運動をいかに推進すべきにつぎ、恒久的な委員会を設けて研究しこれを実践することになつていながら、学内のみなさんも問題の重要性を十分に自覚され、その意見を忌憚なく申し出られることを熱望する。

昭和四十三年八月十三日

九州大学総長 水野高明

## 第四節 機体引き降ろしをめぐる対立

### 四九三 米軍機の引降ろし実力阻止

『前進』第三九七号 一九六八(昭和四三)年八月一九日

二十日に全学集会

九大 米軍機の引降ろし実力阻止

当局と日共、工事再開へ野合

【九州支社】九日の全学連の九大構内集会は九大全学を大きく揺るがし、機体ひきおろし阻止闘争は、ますます重大な局面にはいりつつある。

大学当局は二十二、三日にも機体ひきおろしにふみきろうとしており、またこれに加担する日本共産党は阻止闘争に起っている学生や教職員に対し、暴力的に襲いかかる態勢を整えている。事態は下旬にむかって急速に動き、全く予断を許さない。

拡がる批判と動揺

大学当局は、上からの合意の取りつけのための各学部、各研究室ごとの「説得活動」を行い、一方的に全学の合意をデッチあげようとしている。しかし大学側の「説得」は大きな破綻をきたしている。全九大生の半数以上を占める教養部では、賛成反対の意見の調整さえできていず、教養部自治会執行委員会は動揺しているとはいえない。また文学部、教育学部、

経済学部、医学部の各自治会はそれぞれ反対あるいは批判的な意見が強く結論がでていない。医学部の一研究室では大学側に対して反対の意見が多数を占めるなど、さまざまな批判や疑問がウズまく中で大学当局のいう「全学の合意」は飾り言葉にもならない状況である。

大学側は工学部系の教授などが当局の態度に少しでも反対の意思をあらわすものなら、教官一人に十数人の右翼的教官がこれをとりまき、恫喝や脅迫を加えている。そしてこのような良心的教授に対して謹慎処分を行い、教授会や教官会議に出席させないなど異常な事態まで生みだされている。工学部では、反動的教官が中心になって「ひきおろし賛成」の署名が集められているが、この署名に非協力的であったり、反対である学生に対し、教官は「就職はどうなってもいいのか」と驚くべき反動的脅迫をつきつけている。まさに大学当局のいう「全学の合意」とは、都合の悪い事実の陰、べいや脅迫による全く一方的なものである。

さらに日本共産党と民青は大学当局に加担して恥ずべき役割を演じている。彼らは口先では「板付基地撤去」を叫びながら、機体ひきおろしの策動の前に深刻な問いをつきつけられるや、これに完全に屈服してしまつたのだ。そればかりではない。機体ひきおろしに反対する教官を「反動的」とのしり、機体のひきおろしを阻止しようとする闘いに対して暴力的破壊者として立ちむかおうとしてい

る。彼らはいまや大学当局に最も信頼される尖兵として自他ともに認める存在になりさがっている。

#### 引降しは奴隷の道

本紙上で何回も強調してきたように、機体ひきおろしの問題は単に機体を下に降ろすという問題ではない。機体をおろすことによつて板付基地撤去の闘いそのものをおろしてしまうことに問題の核心点があるのだ。電子計算機センターに宙つりになっている米軍ファントムジェット機の残骸と、無残に破壊された電算機センターの現実こそ、七〇年にむかっていますます強化される日米安保同盟の生きた見本であり、日本中に点在する米軍基地の現実の集中的表現にほかならない。安保同盟および米軍基地が日本人民にもたらす結果は九大キャンパスのあの無残な現実以外の何ものでもない。現にきのうもきょうも米軍ジェット機は何ごともなかったように九大上空を轟音とともにとびかい、基地の恐怖はいささかもとりはらわれていないではないか。参院選を前にして板付基地移転（撤去でない以上とうてい許しがたいものだが）のポーズをとっていた政府・自民党は選挙が終つた今では、全く忘れてしまったように安保同盟強化に奔走しているではないか。

今、九大の中でおこっている対立は、米軍機墜落を契機に全九大に澎湃としてまきおこつた板付基地撤去の闘いを最後まで貫くのかそれとも口実をみつめてひきさがるのか、という対立である。「電算

機センターか、板付基地撤去闘争か」——問題はこのように二者択一的につきつけられている。電算機センターが必要だという意見に対しては、とまどうことなく本質を見失うな、という回答をなげかえさなければならぬ。建設途上の電算機センターを破壊したものはほかでもなく日米安保同盟にもとづく米軍基地なのだ。この現状をそのままにして何の研究かといわねばならない。帝国主義者の側から、学問研究は安保に蹂躪されてもかまわないものだ、ということが衝撃的につきつけられているのに、それに唯々諾々と承認を与えるわけにはいかない。ましてや学問研究の目的を口実に、学問研究が破壊されている現実を承認することは本末顛倒もはなほだしいといわねばならない。

眼前の利益にとらわれて、電算機センターの建設に盲目的に走ることは、真の学問研究とは縁もゆかりもない、帝国主義者に対する従順な奴隷の道である。いまこそ九大全学の教職員、学生が一丸となって板付基地撤去まで断じてひかず、機体ひきおろし——工事再開に応じない闘いの本道にたちかえることが必要なのである。それ以外は一切が非現実的である。日共および学内反動教授は口をあわせて「電算機センターを建設しても運動の後退にはならない」と叫んでいるが、彼らは基地撤去闘争の前進の方向を何一つ語ることができないのだ。基地撤去闘争を語れなくなっていることそのものが大いなる後退にほかならないのである。

## 二十日全学集会へ

現在、日本共産党に私物化された四者共闘（学友会、教職組、院生協、生協労組）は二十日に総決起集会を開こうとしている。総決起集会——ほかでもなく、機体ひきおろし阻止の革命的闘争を暴力的に排除するための「総決起」なのである。大学当局はこの集会を歓迎し、これまで学生に貸さなかった記念講堂を会場として与え、学長メッセージまで送ろうとしている。これに対しては法学部教授会をはじめ、反対の意志が強く集まっている。

大学当局は二十日の反動的集会に支えられて、二十一、三日ごろにクレーン車を入れて工事に入る意向である。さらに工事を請負っている銭高組は反動的教授と日共系教職員・学生のピケに信頼をおかず、機動隊導入を強く主張しているといわれる。

文部省は八月中で予算問題が締切られるので、早く結着をつけたいと電算機センターの予算は御破産になる、と陰に陽に九大に対する圧力を強め、九大当局の決断を迫っている。

まさに事態は昨年七月の東交合理化粉砕都議会闘争の図を再現している。帝国主義者の恫喝と圧力、当局の完全な屈服、そして日本共産党の戦闘的左翼に対する暴力的敵対、中間主義者の動揺——役者は全てそろっているのである。九大の中間主義者、反帝学評（社青同解放派）と全学闘（革マル派）は闘争を忘れさせて暴力的党派闘争にうつつをぬかしているありさまなのだ。

機体ひきおろし阻止闘争の先頭に立って闘ってきた反戦会議は、九大全学に広がる反対、批判、疑問を総結集し、二十日に全学集会を実現すべく奮闘している。大学当局の不当な全学の合意とりつけと七月三十一日、八月一、二日の強制ひきおろし作業に対する自己批判を求めて、九大反戦青年委、反戦学協、医学部自治会、文学部全学集会開催実行委、教育学部などと連帯して大々的な集会成功への準備が整いつつある。

だが事態は楽観を許さない。山田弾薬庫闘争で逮捕されその後釈放されていた学生が十三日再逮捕されるなど、機体ひきおろし阻止闘争に対する警察権力の陰險な介入も強まっている。ひきおろしに抵抗する学生は就職も保障されていない。加えて、定期的に夏休みで闘いは困難である。

だが反戦会議を先頭とする闘う学生、教職員はいかに弾圧が強められても闘う姿勢をくずさず、要求を一步もゆずらないであろう。全国から集まった全学連の学友が補強したバリケードはますます強められている。

## 四九四 八・二〇全学総決起集会に関する九大四者共闘会議ピラ

八・二〇全学総決起集会の成功を確認し、更に統一と団結をかためて前進しよう!!

板付基地撤去、安保条約破棄、機体の自主的引下し厳重保管、電



算機センターの早期再建、官憲の介入反対、統一と団結を乱す妨害を許すなどのスローガンで開かれた九大四者共斗会議主催の八・二〇全学総決起集会は、学長、学部長をはじめ多くの教官をも含めて約三〇〇〇名の教職員、大学院生、学生、生協労働者の参加によって圧倒的な成功をかちとつた。我々は先ずこのことを確認しよう。しかしこの成功のためには我々は多くの困難を克服しなければならなかつた。四者共斗のねばりづよい働きかけによつてかちとられた評議会、教授会も参加し五〇周年記念講堂を使って開かれようとしたこの集会に、中核、反帝学評、革マル、反戦青年委などの合わせて数十名の学生が記念講堂のガラスを破つてなだれこんできた。集会は全員の意志に基いて、文学部・教養部自治会などが自治会員として、ヘルメット、覆面、旗さおなどをとつて整然と参加するように要請したが、彼等はこれを全く無視して乱暴にもヘルメットと覆面をつけたまま旗さおをふりまわしながら演壇を占拠し、集会スローガンの垂れ幕をあつという間に破りすててしまった。そしてハンドマイクがなりたて、集会が開かれないうちにしてしまった。これでは彼等の言う討論も何もあつたものではない。このような妨害行為に対し全参加者は激しい抗議のシュプレヒコールを浴びせ、彼等は完全に孤立した姿をさらけ出す結果となつた。再三にわたる主催者側の要請にもかかわらず彼等は民主主義のルールを無視した乱暴ろうぜきをほしいままにして暴れ続けた。集会は一時間にわたつ

て開会を妨げられたが、全員の意志に基いて会場を移し鉄鋼冶金教室前の広場で直ちに開会した。この集会では、学長、学部長をはじめ、各自治会、職組等の代表が次々と決意を述べ、我々の要求とそれを実現させるための四者共斗の方針を確認しあつた。

こうして我々は困難な条件の中で、全参加者の団結の力によつて更に統一の方向を強めていった。午後五時、休憩のため一旦散会し、午後六時より再び行動を起し今度は墜落現場前で、教官を含め約二五〇〇名が整然とすわりこみに入った。三派、革マル、反戦青年委等のマイクによる激しい妨害を受けながら、我々は辛棒強く秩序を保つて行動し、午後九時半、今日の集会の成功と翌日からの闘いの方向を確認する総括集会の後、今日一日の行動を終えた。

以上が簡単な経過であるが、我々はこの日の行動の成果をいくつか確認することができる。

①何よりも先ず、六月二日以来の闘いの中でかちとつてきた四者共斗に結集する全九大の教職員、院生、学生、生協労働者の統一と団結がかたいことを学内外にはつきりと示した。比較的短期間の準備と夏休み中という不利な条件にもかかわらず、理科系学部を中心にこれだけ多くの九大に働き学ぶ者が結集しえたことは今後の闘いに大きな確信を与えた。

②四者共斗と評議会、教授会が夫々の立場の違いはありながらも、一致できる点で統一して集会に参加したこと。このことは我々の基

本課題である板付基地撤去、安保破棄の闘いにとって一定の有利な条件をつくりだしている。

③ 以上のことは同時にまた、我々の努力によって機体問題をめぐる闘いの中で前進しつつある大学の自治を守り発展させる上での一歩前進を意味する。

④ 全学の統一した要求を実現させるための闘いを妨げている一部の妨害分子の果す有害な役割が、彼等自身の行動によって事実をもって明らかにされ、彼等の本質に対する我々の認識がより一層深められた。

ところで以上のような成果をもたらした真の力は何か？ それは先ず何よりも、四者共斗が一貫してかかっている正しい方針と、その確信に基いて徹底して行われた職場、研究室、クラス、学部毎の討論である。短期間のうちにこれほど多くの真剣な討論が大衆的になされ意志統一がすすんだことはかつてないことである。我々はこの教訓を大切に、職場、研究室、クラスを基礎に今後も闘いを進めていかねばならない。第二に、評議会、教授会に対してその消極面を批判しつつも粘り強い働きかけによって積極面を引き出して、できるだけ我々の立場に近づけていくという態度の正しさも確認する必要がある。

我々は、二〇日夜確認されたように、八・二〇全学総決起集会の成果に確信をもって二一日午前、職場討議を活発に行い、今後の斗

いのすすめ方についてみんなの意見を集約して、午後一時から再度全学集会に結集しよう。とくにこの職場討議の中で、現在ややもすると機体引下し問題に矮小化されがちな弱点を点検し合い、板付基地撤去、安保破棄の基本目標についてあらためて討論を深めることが大切ではなからうか。

八月二一日

九大四者共斗

#### 四九五 保管庫建設作業中の暴力行為に関する九州大学総長声明

声 明

さる八月二十三日、米軍機の引降ろしに係る保管庫建設作業の実施中、学外者を含む一部集団が、角材等をふるい、教官・職員・学生の多数に傷害を与えるに至ったことは、大学として容認できないことであり、強くその反省を求めらる。

昭和四十三年八月二十五日

九州大学総長

水 野 高 明